

第67回
全国私立保育
研究大会

飛騨高山大会

2025年6月11日・12日・13日

会場：高山市民文化会館 他

募集要項
APPLICATION GUIDELINES

ホ
イ
ク
ド
タ
ケ
マ
ル
ケ

ニッポンのまんなかで
“こどもまんなか”を語る



第67回全国私立保育研究大会 飛騨高山大会 もくじ

第67回全国私立保育研究大会 飛騨高山大会 もくじ	1
第67回全国私立保育研究大会 飛騨高山大会 テーマ	2
飛騨高山大会 日程	3
シンポジウム	4
分科会テーマと概要	6
記念講演	21
参加費・お弁当・会場・アクセス	22
交流会・アトラクションのご案内	26
夕食プラン（はなれ）のご案内	28
宿泊案内	29
宿泊施設一覧	30
国内旅行保険	31
申込み方法	32
変更・取消について	34
大会当日資料の配付方法について	35
旅行条件書	36
大会名・主催・後援	41
個人情報の取り扱いについて	42

第67回全国私立保育研究大会 飛騨高山大会 テーマ

ニッポンのまんなかで“こどもまんなか”を語る

ホイク・ド・ターケ・マルケ

“こどもまんなか社会”実現に向けた歩みのなかで開催する飛騨高山大会。テーマには、“ホイク・ド・ターケ・マルケ”を掲げました。

一般的に、ある分野に溢れんばかりの情熱を傾けている人のことを、敬意を込めて「〇〇バカ」と言うことがあります。岐阜言葉ではそれを「〇〇ドターケ」と言います。さらにそんな人がたくさんいる様子を「〇〇マルケ」と言いますので、まさに保育研究大会に受け継がれている雰囲気は岐阜流に表現しています。ニッポンのまんなかでの大会にふさわしく、いつも子どもたちのことで頭がいっぱいの仲間たちによる、“こどもまんなか”を語り合う場にしたいと思えます。

現下の少子化、人口減少は深刻な社会問題ではありますが、そんな時だからこそ社会全体で子どもたちや子育て世帯と丁寧にかかわる好機と受け止め、あらためて新しい時代へのメッセージとして「こどもから」の大切さを発信していきましょう。

開催地の岐阜県飛騨地方には、「さるぼぼ」という郷土玩具があり、今大会でもみなさんに親しんでいただきたいキャラクターです。実は、この「さるぼぼ」には顔がありません。“楽しい時は一緒に喜び、悲しい時は寄り添ってくれる”、そんな相手として子どもや孫に持たせたことから、あえて顔がないと伝承されています。地元の子どもたちの喜びも悲しみも全部を受け止めてきた「さるぼぼ」の存在は、まさに今めざされている乳幼児教育・保育の実践と重なるのではないのでしょうか。

さまざまな課題が山積している現状ではありますが、飛騨高山大会が全国から集まった「保育ドターケ」による活気あふれる研究発表の場となり、その記憶が保育現場に深く共有されていくことを願っています。

- ※1 「ニッポンのまんなか」は国勢調査をもとに公表されている「人口重心」に準拠しています。令和2年度現在、岐阜県関市(旧武儀町)にあります。
- ※2 「ホイク・ド・ターケ・マルケ」は、穏やかな感嘆を表現しています。少しきつく聞こえる岐阜言葉の特徴から、hôic de tarqué marquet(オイク・ド・ターケ・マルケ)という雰囲気発音していただくことでテーマの趣旨に近づきます。



郷土玩具「さるぼぼ」

飛騨高山大会 日程

	6/11 WED 高山市民文化会館 大ホール・小ホール	6/12 THU 各分科会場	6/13 FRI 高山市民文化会館 大ホール・小ホール
	1日目	2日目	3日目
9:00		9:30 受付開始	9:00 開場 9:30 記念講演
10:00		10:00 分科会(午前)	10:50 記念講演終了
11:00	11:30 開場		11:00 閉会式 11:30 閉会式終了
12:00		12:00 昼食休憩	
13:00	13:00 開会式・表彰式	13:00 分科会(午後)	
14:00	14:10 行政説明(50分)		
15:00	15:00 基調報告(30分) 15:30 ゼンポ事業紹介	15:30 分科会終了	
16:00	16:00 シンポジウム(90分) 17:30 終了		
17:00	17:30 表彰者記念撮影 17:50 分科会事前打合せ会	17:30 交流会場・受付開始	
18:00	18:30 顧問参与会議	18:00 交流会 ・アトラクション ・新しい時代は こどもからPR ・青年会議PR ・次期開催地PR	
19:00			
20:00		20:30 交流会終了	

シンポジウム

大会1日目

2025年6月11日(水)

高山市民文化会館 大ホール・小ホール

ホイクドクターケサミット

～始発駅は飛騨高山。保育に懸ける情熱の源を辿る旅にでかけよう～

講師 無藤 隆・汐見稔幸・秋田喜代美

司会：脇淵竜舟

岐阜県民間保育園・認定こども園連盟研修部長

全国から「保育や幼児教育に情熱を傾けて取り組んでいる人たち」＝「ホイクドクター」が集う今大会。その始まりに際し、現在の保育業界で最も熱く、長く、子どもたちのことを考え続けておられるであろう3名の先生方に参集頂きます。

保育の世界に入ったきっかけ、これまでの歩みや人生におけるターニングポイント、喫緊で考えている課題、後に続く研究者や保育者へのメッセージなど、講師の先生方の真に迫ることを通して、混迷極まる現在の保育や子育て、その先の子どもたちの未来につながるヒント、それらに関わっていくための情熱をご参加の皆様へ受け取って頂ける時間になれば幸いです。

無藤 隆 (むとう たかし)

白梅学園大学名誉教授



専門：保育・幼児教育、小学校教育

経歴：東京大学教育学部卒業、東京大学教育学研究科博士課程中退

東京大学新聞研究所助手、聖心女子大学助教授、お茶の水女子大学教授、白梅学園大学学長・教授などを経て現在。

社会的活動：

日本質的心理学会理事長、日本発達心理学会理事長、文部科学省中央教育審議会教育課程部会長、内閣府子ども・子育て会議会長、などを経て、現在、国立教育政策研究所上席フェロー、日本乳幼児教育・保育養成学会理事長、文部科学省・幼児教育と小学校教育架け橋特別委員会委員長など。

主な著書：

「幼児教育のデザイン」(東京大学出版会)、「3 法令ガイドブック」(共著、フレーベル館)、「新しい教育課程におけるアクティブな学びと教師力・学校力」(図書文化)、「心理学」(共著、有斐閣)、「子どもの発達からみる「10の姿」の保育実践」(共編著、ぎょうせい)、その他。

シンポジウム

汐見稔幸 (しおみ としゆき)

一般社団法人家族・保育デザイン研究所 代表理事
 東京大学名誉教授・白梅学園大学名誉学長・
 全国保育士養成協議会会長・日本保育学会理事（前会長）

専門は教育学、教育人間学、保育学、育児学。初代イクメン。父親の育児参加を呼びかけた「父子手帳」の著者。ユーモラスでわかりやすい語り口の講演は定評があり、保育者による本音の交流雑誌『エデュケーレ』編集長や持続可能性をキーワードとする保育者のための学びの場『ぐうたら村』の村長でもある。NHK E-テレ『すくすく子育て』などメディアへの出演も多数。

最近の主な著書：

- ・『学校とは何か』2024年（河出書房新社）
- ・『新時代の保育のキーワード 乳幼児の学びを未来につなぐ12講』2024年（小学館）
- ・『見直そう！0・1・2歳児保育 教えて！汐見先生 マンガでわかる「保育の今、これから」』2023年（Gakken）
- ・『汐見先生と考える こども理解を深める保育のアセスメント』2023年（中央法規出版）
- ・『子どもの「じんけん」まるわかり』2021年（ぎょうせい） ・『教えから学びへ』2021年（河出書房新社）
- ・『今、もっとも必要なこれからのこども・子育て支援』2021年（風鳴舎）
- ・『エール イイヤ期のママへ』2021年（主婦の友社） ・『エール プレ思春期のママへ』2021年（主婦の友社）
- ・『保育者のためのコミュニケーション・トレーニング BOOK』2019年（ぎょうせい）
- ・『0・1・2歳児からのていねいな保育』全3巻2018年（フレーベル館）
- ・『汐見稔幸 こども・保育・人間』2018年（学研） ・『「天才」は学校で育たない』2017年（ポプラ社）
- ・『人生を豊かにする学び方』2017年（筑摩書房）
- ・『さあ、子どもたちの「未来」を話ませんか』2017年（小学館）、ほか多数。



秋田喜代美 (あきた きよみ)

学習院大学文学部教授、東京大学名誉教授

専門：保育・幼児教育、学校教育、教育心理学

経歴：東京大学文学部・教育学部卒業、

東京大学教育学研究科博士課程単位取得退学。博士（教育学）

東京大学教育学部助手、立教大学文学部講師・助教授、東京大学大学院教育学研究科教授を経、東京大学発達保育実践政策学センター初代センター長、東京大学大学院教育学研究科長・学部長を経て2021年より現職。

社会的活動：

日本保育学会第7代、第9代会長、日本発達心理学会第4代代表理事、日本読書学会第19代会長。現在、こども家庭庁子ども家庭審議会会長、文部科学省中央教育審議会教員養成部会長、同教育課程副部会長、内閣府全世代社会保障構築会議委員等、東京都子ども未来会議会長。

主な近著：

「遊び・学びを深める日本のプロジェクト保育：協働探究への誘い」（中央法規出版）、「園内研修でもっと豊かな園づくり：学びが広がる・深まる」（共著 中央法規出版）「研修アドバイザーと共に創る 新しい園内研修のかたち」（フレーベル館）、「人はいかに学ぶのか：授業を変える学習科学の新たな挑戦」（監訳、北大路書房）、「ICTを使って保育を豊かに：ワクワクがつながる & 広がる28の実践」（共編 中央法規）「保育のこころもち 全8巻」（ひかりのくに）等。



分科会テーマと概要

大会2日目

2025年6月12日(木)

各分科会会場

第Ⅰ群	第1分科会	インクルーシブの現在地 障害児保育の考察	7
	第2分科会	乳児(0歳～2歳)の保育	7
	第3分科会	幼児(3歳～5歳)の保育	8
	第4分科会	行事の在り方を考える	8
	第5分科会	「遊べる園庭」を考える	9
	第6分科会	Co-agency～こどもと保育者が共に創る保育環境とは～	9
	第7分科会	情報発信のアイデアとその効果を考える 園広報と保護者との関係作りの考察	10
	第8分科会	小学校への連携と接続を考える	10
第Ⅱ群	第9分科会	チームを育む保育ファシリテーション ～園内研修コーディネーターの実践事例から～	11
	第10分科会	すべての子どもに求められる制度の充実に向けて ～人口減少社会の中でこれからの保育を考える～	11
	第11分科会	想いが伝わる保育(職場)環境を目指して ～相手も自分も大切にコミュニケーションを学ぶ～	12
	第12分科会	保育施設と医療	12
	第13分科会	『HOIKUを探して』 ～世界のホイクドクターは何を見ているのか～	13
	第14分科会	ディズニーに学ぶ「リーダーシップ」について ～これからの時代に求められる人材育成～	13
第Ⅲ群	第15分科会	大豆生田啓友&柴田愛子の“こどもまんなか”白熱教室 ～リアル版『保育の「ヘンな文化」そのままでもいいんですか?!』	14
	第16分科会	ニッポンのまんなかで食育を語ろう	14
	第17分科会	木育を日常の保育に活かそう	15
	第18分科会	自由な発想でオリジナルミニ絵本作り	15
	第19分科会	積み木を遊び尽くそう!	16
	第20分科会	飛騨の歴史に生きた人々～飛騨高山探訪～	16
第Ⅳ群	第21分科会	世界遺産「白川郷」～山里の知恵と人々の生活を知る～	17
	第22分科会	新穂高ロープウェイと奥飛騨温泉郷 ～日本屈指の山岳地域の自然と文化を知る～	18
	第23分科会	近代アルピニズム発祥の地・上高地 ～日本の山岳文化の源流を辿る～	19
	第24分科会	日本三大盆踊りを育んだ地・郡上八幡の文化を知る	20

分科会

第I群

全8分科会において全国の各園の実践・取り組みから共に学び合う時間としていきます。

第1分科会

インクルーシブの現在地

障害児保育の考察

助言者 若月芳浩
玉川大学教授

提案組織 東京都/太陽の子保育園
滋賀県/大津あいあい保育園
福岡県/青梅保育園

趣旨

すべての子どもが共に学ぶ「インクルーシブ教育」。日本の教育現場においても数々の実践を重ね、障害の有る無しはもちろんのこと、国籍、人種、性差、経済状況など様々な「違い」を包括する教育の在り方を探ってきました。しかしながら、2022年には国連から障害者権利条約の不履行に関する懸念・勧告が出されるなど、インクルーシブ教育が現場に根付いているとは言えない状況であることも確かです。一方で、乳幼児を対象とした保育現場では、結果的にインクルーシブ教育に近い環境が常にありました。そんな中での実践、実例をヒントに、保育現場におけるインクルーシブのこれまでとこれからの課題を探ります。

討議の柱

- ① なにをもって「障害」というのか～個性？障害？
- ② 保育現場におけるインクルーシブ教育の実践例
- ③ 初等教育現場との連携と課題

第2分科会

乳児(0歳～2歳)の保育

助言者 大方美香
大阪総合保育大学大学院教授

提案組織 岩手県/みどりこども園
徳島県/久勝かもめこども園
宮崎県/下長飯保育園

趣旨

乳児保育は保育園が長年培ってきたノウハウ、技術、理念が詰まった分野です。特に0歳児保育については、幼保共に認定こども園への移行例が増加している中であって、0歳児を受け入れる幼稚園発の認定こども園はほぼないことから、それだけ保育園の特性がよく出ている分野であると言えます。少子化が進行する一方で、乳児保育のニーズは相変わらず高いままです。それぞれの園の現場で積み重ねた知見とその実践を検討すると同時に、日々見られる乳児の目覚ましい発達の様子をどのように保護者と共有するかを考えていきましょう。

討議の柱

- ① 重視すべきポイント(身体面、情緒面双方で)
- ② 乳児を保育する上で求められる素養
- ③ 親ではない保育者が乳児を育児する意味

分科会

第Ⅰ群

第3分科会

幼児(3歳～5歳)の保育

助言者 西垣吉之
中部学院大学教授

提案組織 釧路市/桂恋認定こども園
姫路市/認定こども園白鷺園保育所
岡山県/西田認定こども園

趣旨

幼児保育におけるテーマは多岐に渡ります。成長するにつれて世界が広がっていく中で、他者とのコミュニケーションを通して情動をコントロールしたり社会的なスキルを身に付けていくための大切な時期です。そんな幼児期を過ごす子どもたちが集団で過ごす保育園やこども園においては、どのような環境、発達面のフォロー、教育的な働きかけ、人的環境としての保育者のふるまいが求められるのでしょうか。幼児教育の義務化が話題にもなる現在、幼児期の特性に最大限配慮した保育の方法論について話し合しましょう。

討議の柱

- ① 幼児期の子どもの特徴とは
- ② 特に育てたい能力、そのための具体的な実践
- ③ 集団保育と個々の発達の保証をどう両立させるか

第4分科会

行事の在り方を考える

助言者 田澤里喜
玉川大学教授

提案組織 横浜市/つどいの森もみの木こども園
高知県/福井保育園
熊本市/藤崎台保育園

趣旨

保育園やこども園にとって、「行事」をどのように構成するかは大きな課題です。運動会、発表会、造形展・・・様々な行事がありますが、近年はそれらの内容を抜本的に見直すなどの試行錯誤を重ねている園も増えています。行事に対する保護者の注目度や期待がひと際高いことが取り組みを難しくする要因となる一方で、それは逆に園の保育方針やメッセージを効果的に伝える場にもなり得るということの意味します。子どもも親も時代も変わりつつある今、園・子ども・保護者、関わる者皆にとって有意義な行事とはなにかを考えます。

討議の柱

- ① 行事を通して育てたいこと・伝えたいこと
- ② こんなふうに変えてみた～運動会や発表会の例
- ③ 保護者の理解と協力をいかに獲得するか

分科会

第I群

第5分科会

「遊べる園庭」を考える

助言者 鈴木八朗
くらき永田保育園園長

提案組織

栃木県/認定こども園上三川幼稚園
千葉市/若竹保育園
京都府/ひいらぎこども園
吉美こども園
ルンビニこども園

趣旨

園庭からは、日々子どもたちの歓声が聞こえてきます。「自然」とかかわりながら園庭でのびのびと遊ぶことは、子どもたちにとって保育園の生活の中でも大きな楽しみの一つと言えるでしょう。そんな楽しい園庭だからこそ、園庭作りや使い方にはそれぞれのこだわりがあるはず。遊具、築山、砂場などの構造的なものから、屋外の広い空間という特性を生かした遊びや活動の工夫、年齢や発達に応じた環境構成など、保育における園庭の可能性を探ります。

討議の柱

- ① 園庭に必要な要素とは（遊び要素、遊具、自然など様々な観点から）
- ② 現在の環境を生かすアイデア、実践例
- ③ 理想の園庭を語り合う～夢を現実につなげる

第6分科会

Co-agency～こどもと保育者が共に創る保育環境とは～

助言者 西川正晃
岐阜聖徳学園大学教授

提案組織

名古屋市/リーゴ植田保育園
大阪市/大阪聖和保育園
熊本県/杉水保育園

趣旨

保育指針や要領には「園における教育・保育は環境を通して行うものであることを基本とする」旨の記載があります。さらに近年は「共主体」という保育者自身の主体性を問う考え方も重視されるようになってきました。子どもたちが主体的・自発的に行動し、自ら活動を選び取ることを促す保育環境とは、また、それに関わる保育者の主体性とはどうあるべきなのでしょうか。園を構成する要素を検討し、そこに人的環境として関わる保育者自身の姿を振り返りながら、子どもが主体的に生活したり遊ぶことができる環境とその意義を考えます。

討議の柱

- ① 子どもの主体性と保育者の主体性をどのように共存させるか
- ② 子どもと保育者の「こうしたい!」「こうやりたい!」のせめぎ合いの例
- ③ 主体的な遊び・生活環境で共に過ごすことによる子どもと大人の変化

分科会

第Ⅰ群

第7分科会

情報発信のアイデアとその効果を考える — 園広報と保護者との関係作りの考察

助言者 普光院亜紀
保育園を考える親の会顧問

提案組織 愛知県/明照保育園
北九州市/認定こども園リアんたかのす保育園
沖縄県/かりゆし諸見保育園

趣旨

保育に対する保護者の理解と協力を得る上で、園からの情報発信は欠かせません。紙による園だよりやクラスだよりといったオーソドックスなものはもちろん、InstagramやFacebookなどのSNSやICTの活用など、様々な手段で積極的に広報活動を行っている園も少なくないでしょう。また、最近は都市部であっても定員割れの園が出てくるなど少子化が加速度的に進む中、園児の獲得という点においても広報の重要性が増しています。この分科会では、発表者はもちろん参加者の園それぞれの広報物やアイデアを持ち寄って検討すると共に、それらが保護者や社会の「知りたい」という要求に本当に応えられているのか、「情報の受け取り手」の立場から考えます。

討議の柱

- ① 受け取り手（保護者など）が求める情報とは
- ② 広報する上でのこだわり
- ③ 多種多様な広報手段とその実例

第8分科会

小学校への連携と接続を考える

助言者 今村光章
岐阜大学教授

提案組織 札幌市/認定こども園菊水元町第二保育園
神戸市/幼保連携型認定こども園 若竹こども園
大分県/大在愛育こども園

趣旨

平成30年の指針・要領の改訂で、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示されました。また、令和5年には文科省によって「幼保小の架け橋プログラム」がとりまとめられました。義務教育課程とのつながりをこれまで以上に強く意識せざるを得ない中で、遊ぶことを通して学ぶという保育あるいは幼児教育の独自性を担保しつつ、スムーズな小学校への接続を促すプログラムの意義について考えます。

討議の柱

- ① 幼児期の遊びの価値を改めて考える
- ② 具体的な接続期プログラムの考察
- ③ 小学校との連携

分科会

第Ⅱ群

全国私立保育連盟の専門部等が分科会を開催します。

第9分科会

チームを育む保育ファシリテーション ～園内研修コーディネーターの実践事例から～

講師 鈴木健史
東京立正短期大学准教授

担当 研修部

趣旨

保育現場においてファシリテーションのスキルとマインドを用いる「保育ファシリテーション」は、保育の質を高めるために相互尊重に基づいた援助をし、学び合い成長できる保育コミュニティづくりを促進します。全国私立保育連盟で開催されている「園内研修コーディネーター育成講座」の最も大切な要素の一つです。今回は「園内研修コーディネーター」の実践事例から、今まさに保育現場で求められている「保育ファシリテーション」のスキルとマインドについて考えたいと思います。

子どもの育ちを支えるという、私たち保育者の使命は一人だけで達成できるものではありません。仲間と「共にあること」を感じながら、今の私たちとこれからの私たちを見つめ直してみませんか。

第10分科会

すべての子どもに求められる制度の充実に向けて ～人口減少社会の中でこれからの保育を考える～

講師 櫻井慶一 文教大学名誉教授
宮里六郎 熊本学園大学名誉教授

担当 保育制度検討会・予算対策会議正副議長会議
コーディネーター 高谷俊英
(全私保連常務理事／保育制度検討会委員長)

趣旨

令和6年度末までの「新子育て安心プラン」により、待機児童数は大きく減少しました。続く新プランによる保育の質の拡充の重点化が期待されます。一方で少子化はますます深刻度を増し、定員が充足できず危機的な経営難に瀕する施設も増えてきました。

本分科会では、人口減少下における保育施設の在りようについて学識有識者からご講演をいただいた後、保育の現場から見る今後の展望や直面する悩み事など「生の声」を持ち寄り、皆で語り合うシンポジウムを行います。

私たちとともに議論し、保育の今と未来について一緒に考えてみませんか。

分科会

第Ⅱ群

第11分科会

想いが伝わる保育(職場)環境を目指して ～相手も自分も大切にするコミュニケーションを学ぶ～

沢崎俊之

講師 埼玉大学名誉教授、シニア・プロフェッサー、
日精研認定アサーショントレーナー

担当 保育カウンセリング企画部

趣旨

保育の現場で「子どもが生き活きと安心して過ごす」ためには、保育者同士の関係が和やかに保たれていることが必要です。経験や、保育に対する想いは様々ですが、職場の人間関係をよりよくするにはそれぞれのコミュニケーション力が求められます。この講座ではカウンセリングの技法の一つである「アサーション」を学びます。「アサーション」とは、「相手を尊重しつつ、自分の意見を主張する」ためのコミュニケーションの方法です。理論とともに、ロールプレイを通して「アサーション」の考え方やスキルを学びましょう。

第12分科会

保育施設と医療

講師 上田敏喜 弁護士法人あおば法律事務所弁護士
長谷川正幸 名古屋掖済会病院副院長

担当 事業部

趣旨

保育施設では、園児の病気やケガは隣りあわせであり、稀に死亡事故が起き、保育施設と医療は切っても切れない関係にあります。保育施設でどのような医療的行為をすることができるのか？医療的ケア児への対応をどのようにすればよいのか？救急対応は？体調不良を見過ぎて重い結果が生じた場合の責任は？3つの重大事故（睡眠中の事故、誤嚥、プール）の予防のためにどのように対応したらよいか等について、弁護士と医師が具体的な事例とともに、わかりやすく解説します。

分科会

第Ⅱ群

第13分科会

『HOIKUを探して』
～世界のホイクドターケは何を見ているのか～

講師・助言者 森真理 神戸親和大学教授
 ゲストコメンテーター インタビュー映像 1名10分～15分程度
 ＊イングリッド・プラムリング・サムエルソン (Ingrid Pramling Samuelsson)
 スウェーデン：ヨーテボリ大学コミュニケーション幼児教育学科教授
 UNESCO 幼児教育と持続可能な開発部会議長
 ＊マリーナ・カスタネッティ (Marina Castagnetti)
 イタリア：レッジョ・チルドレン シニアトレーナー

担当 保育・子育て総合研究機構国際委員会

趣旨

日本のHAIKUではなく、HOKUSAIでもなく、『HOIKU』について、世界に誇れる日本の保育とは何なのか？第一部は海外の幼児教育保育学会について参加に向けて委員が報告解説をし、その中で出会った研究者が作った美しい北欧の自然で行われる保育の動画を紹介します。第二部ではスウェーデンとイタリアから世界の保育を牽引する研究者たちが、子どもの権利をベースにした現在の保育世界的潮流とは何かを動画で解説し、来日経験から日本の保育を見た感想とアドバイス、これからの展望をもとに、そこから導き出される今後日本が目指すべき『HOIKU』とは何なのかを地球規模で探るホイクドターケの壮大な保育アースジャーニー。

第14分科会

ディズニーに学ぶ「リーダーシップ」について
～これからの時代に求められる人材育成～

講師 石坂秀己
 接客向上委員会&Peace代表

担当 青年会議

趣旨

保育は「人と関わる仕事」でありコミュニケーションは欠かせません。そうした「感情」が大切な仕事だからこそ、その職場の「人間関係」や「職場環境」がとても重要です。笑顔や言葉かけ、後輩職員の方との接し方や先輩職員の方への接し方、組織の目標が浸透している環境づくりなど、人と人とが関わる場面に『ディズニー』の考え方には多くの気づきがあります。

講師の石坂氏には、2年前に行われた保育研究大会徳島大会、昨年度の栃木大会と、これまで2回にわたり講師を行っていただき、いずれも即満席になるほど大好評でした。よりよい保育環境を目指し、明日から活かすことのできる具体的な方法を、是非一緒に『ディズニー』から学びましょう。

分科会

第Ⅲ群

第15分科会～第20分科会は日々の保育現場において、新たなる視点からの学びを深めていきます。

第15分科会

大豆生田啓友&柴田愛子の“こどもまんなか”白熱教室 —— ～リアル版『保育の「ヘンな文化」そのままでもいいんですか?!』

講師 大豆生田啓友 玉川大学教授
柴田愛子 りんごの木子どもクラブ代表

趣旨

現場に寄り添い続ける研究者・大豆生田啓友先生と、子どもと保護者に寄り添い続ける実践者・柴田愛子先生。話しだしたら止まらないお2人が、本音で「こどもまんなか」を語ります。「それって誰得?」「なんのためにやってるの?」保育現場にはびこる“ヘンな文化”の数々・・・日頃思っただけでも言えないあれこれを持ち寄り、みんなで考えてみましょう。”こどもまんなか”の第一歩は、「あたりまえ」を見直すことから始まります。どうぞ積極的にご参加ください。

第16分科会

ニッポンのまんなかで 食育を語ろう

講師 野口孝則 上越教育大学大学院教授

趣旨

毎日の食事を中心とした食育や子どもたちが夢中になる食育の実践方法について、「保育通信」で毎月連載されている野口孝則先生から学び、食べることが大好きになる子どもたちへの支援を考えます。また、全国から集まる各園の食育実践の情報交換を行い、「効果的な食育」を実践するために役立つ知識やスキルを磨きます。保育者・給食担当者ともに大歓迎です。

分科会

第Ⅲ群

第17分科会

木育を日常の保育に活かそう

講師 松井勅尚 元・岐阜県立森林文化アカデミー教授
長沼慶拓 岐阜県林政部森林活用推進課

実践発表園 美濃保育園
牧谷保育園

趣旨

木育とはすべての人が「木に触れ合い、木に学び、木と共に生きる」事を通して木や森との関係を主体的に考えられる豊かな心を育む教育です。2園の木育の実践を通して木育や保育の可能性を皆様と一緒に考えます。

午後からはワークショップを行い、木を削りながら癒しのひと時を皆様と共に過ごしたいと思います。木育会場の村半は高山市内にある歴史のある建物で地域市民に根ざしたコミュニティとしてリノベーションされています。この場所で皆さんとこれからの保育を語りましょう。

第18分科会

自由な発想で
オリジナルミニ絵本作り

講師 高島純 絵本作家

趣旨

岐阜県山県市在住の人気絵本作家 高島純先生と一緒に、オリジナル絵本をつくるワークショップです。想像力を自由に働かせながら物語を作り、色えんぴつなどで絵を描いて絵本を作ります。アイデアの出し方や話の組み立て方、キャラクター作りの秘訣といった絵本作りのヒントも教えていただきます。絵が下手だから・・・心配ありません。絵の表現もアドバイスしていただけます。あなたのアイデアで、オリジナルミニ絵本を作りましょう！

尚、この分科会には参加者持参品があります。分科会当日は以下のものをご持参ください。
《参加者持参品》

筆記用具（鉛筆・シャープペンなど）、はさみ、スティックのり（液体のりは不可）、黒色の水性サインペン、着色用画材（色鉛筆）

分科会

第Ⅲ群

第19分科会

積み木を遊び尽くそう！

講師 脇淵爾良 いわのだこどもの森園長

趣旨

保育における環境要素の1つとして、保育現場はもちろん家庭においても子どもたちに親しまれている積み木。この分科会では、そんな積み木に思いっきり触れ、とことん遊びます。カプラやウール積み木（白積み木）を中心に、基本的な積み方から大作まで、保育における積み木の活かし方や遊びの広がりに至るまで、積み木尽くしの時間を楽しみましょう。

第20分科会

飛騨の歴史に生きた人々 ～ 飛騨高山探訪～

講師 田中彰 一般財団法人金森公顕彰会事務局長

趣旨

古くは古墳時代まで遡るほどの長い歴史を持つ飛騨高山。北アルプスの山々と飛騨川が刻んだ深い峡谷に囲まれ、平均標高は約600mという日本有数の山岳都市です。江戸時代の風情を残す「古い町並み」、庶民の生活に根付いた朝市、春と秋に開催される雅な山車で有名な高山祭、そして、山の幸と海の幸（古くから富山湾からの魚介が食されています）・地酒など郷土色豊かな食文化・・・そんな飛騨高山の魅力を知り、実際に体験する分科会です。講師の田中先生（高山市の都市形成の祖である飛騨国高山藩初代藩主・金森長近公の功績を後世に伝える活動をしておられます）からの講義のあとは、「飛騨高山まちの博物館」を皮切りに市内に繰り出してのフィールドワークとなります。飛騨高山への造詣を深め、大いに堪能してください。

※昼食の用意はありません。

分科会

第Ⅳ群

4つの分科会すべてが「体験学習」の場です。詳細は以下をご覧ください。
 ※第21、22、23、24分科会は、株式会社JTB岐阜支店が企画・実施する募集型企画旅行です。
 ※旅行代金に含まれるもの：行程に記載のバス代、食事代・入場・拝観料等および消費税等諸税

第21分科会

世界遺産「白川郷」 ～山里の知恵と人々の生活を知る～

旅行代金 1名につき13,900円

○所要時間：5時間45分 ○最少催行人員：25名 募集定員：90名
 ○添乗員1名同行 ○利用バス会社：濃飛乗合自動車（予定）

趣旨

白川郷（しらかわごう）は、内陸県である岐阜県の最奥に位置する美しい山間地域で、特に独特な「合掌造り」の集落で有名です。ユネスコの世界文化遺産にも登録されており、伝統的な日本の農村生活を垣間見ることができる場所として国内外から多くの注目を集めています。合掌造りとは文字通り手を合わせた形の急勾配の屋根が特徴で、雪が多い地域特有の建築物です。見学のメインとなる「荻町」は多くの合掌造りの家が建ち並び白川郷の中心地。展望台からの眺めは絶景です。国指定重要文化財である「和田家」など見所は盛りだくさん。時は6月、緑豊かな田んぼの中に佇む合掌造り集落を興味の赴くままに散策してください。

〔日程表〕 実施日：6月12日（木） 日帰り

9:30 高山駅西口 受付開始

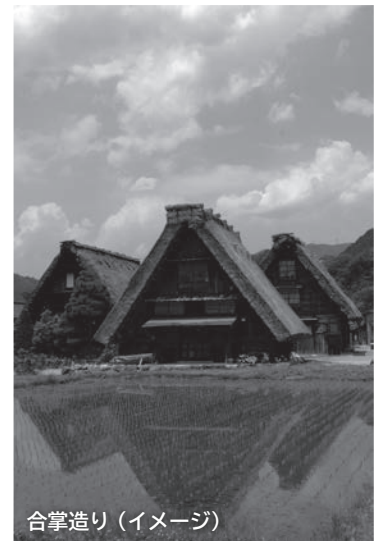
10:00 出発

11:15 白川郷展望台

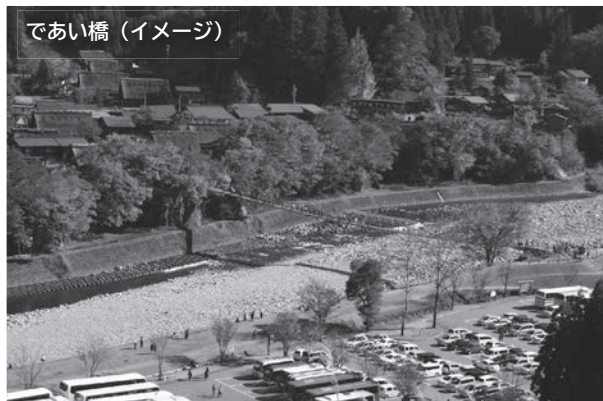
忠兵衛（合掌造りのお店）昼食

合掌造り集落散策

15:45 高山駅西口 解散



合掌造り（イメージ）



であい橋（イメージ）



集落全景（イメージ）

写真提供 岐阜県白川村役場

分科会

第Ⅳ群

4つの分科会すべてが「体験学習」の場です。詳細は以下をご覧ください。
 ※第21、22、23、24分科会は、株式会社JTB岐阜支店が企画・実施する募集型企画旅行です。
 ※旅行代金に含まれるもの：行程に記載のバス代、食事代・入場・拝観料等および消費税等諸税

第22分科会

新穂高ロープウェイと奥飛騨温泉郷 ～日本屈指の山岳地域の自然と文化を知る～

旅行代金 1名につき16,500円

- 所要時間：7時間15分 ○最少催行人員：25名 募集定員：43名
- 添乗員1名同行 ○利用バス会社：濃飛乗合自動車（予定）

趣旨

北アルプスの岐阜県側の玄関口・新穂高温泉を起点にしたロープウェイです。第1ロープウェイと第2ロープウェイ（日本唯一の2階建てゴンドラ）を経由して、一気に2156mまで上昇します。終点の西穂高口には、『ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン』（ミシュランが発行する外国人向け観光ガイドブック）で2つ星を獲得した北アルプスの絶景が広がり、槍ヶ岳、穂高連峰、乗鞍岳、笠ヶ岳などの名峰を臨むことができます（好天を祈りましょう!）。

大いに自然に親しんだあとは、全国屈指の温泉地・奥飛騨温泉郷の平湯温泉へ。火山帯特有の高温温泉で疲れを癒してください。

※強風その他の理由でロープウェイが運休になった場合は、スーパーカミオカンデ（東京大学宇宙線研究所の素粒子検出機）の紹介施設である「ひだ宇宙科学館カミオカラボ」へ行先が変更になります。

〔日程表〕 実施日：6月12日（木） 日帰り

8:00 高山駅西口 受付開始

8:30 出発

10:15 新穂高ロープウェイ（しらかば平駅）

しらかば平駅 → 西穂高口駅
西穂高口駅 → しらかば平駅

12:30～14:30 ひらゆの森 御食事処あんき屋 昼食
露天風呂（温泉チケット・バスタオル付）

15:45 高山駅西口 解散

※雨天時等、ロープウェイ催行不可の場合

10:00 カミオカラボ、道の駅 宙（スカイ）ドーム神岡 見学



自然散策路（イメージ）



ゴンドラ（イメージ）



西穂高口駅（イメージ）

分科会

第Ⅳ群

4つの分科会すべてが「体験学習」の場です。詳細は以下をご覧ください。

※第21、22、23、24分科会は、株式会社JTB岐阜支店が企画・実施する募集型企画旅行です。

※旅行代金に含まれるもの：行程に記載のバス代、食事代・入場・拝観料等および消費税等諸税

第23分科会

近代アルピニズム発祥の地・上高地
～日本の山岳文化の源流を辿る～

旅行代金 1名につき23,500円

○所要時間：8時間 ○最少催行人員：25名 募集定員：40名

○添乗員1名同行 ○利用バス会社：濃飛乗合自動車（予定）

趣旨

北アルプスの玄関口として有名で、いまや年間120万人以上の人々が訪れる上高地。長野県の松本経由で入る印象が強いかもしれませんが、実は岐阜県側の平湯温泉からバスで30分の距離です。大正4年の焼岳噴火によって河川がせき止められて出現した大正池、抜群の透明度を誇る梓川、眼前に雄大な穂高連峰を臨む河童橋などがハイライト。健脚であれば河童橋～明神館を往復するのもおすすめです。日本の山岳文化を牽引してきた上高地を散策し、雄大な自然に触れてください。

また、このフィールドワークでは昼食を上高地帝国ホテルでご用意しています。唯一無二の山岳リゾートとして名高い上高地帝国ホテルのホスピタリティーをお楽しみください。

〔日程表〕 実施日：6月12日（木） 日帰り

7:30 高山駅西口 受付開始

8:00 出発

9:40 上高地 到着

10:00～12:00 ネイチャーガイド 大正池 → 河童橋

12:00～13:00 自由散策

13:15～14:30 上高地帝国ホテル 昼食

16:00 高山駅西口 解散



ネイチャーガイド（イメージ）



河童橋（イメージ）



大正池（イメージ）

分科会

第Ⅳ群

4つの分科会すべてが「体験学習」の場です。詳細は以下をご覧ください。

※第21、22、23、24分科会は、株式会社JTB岐阜支店が企画・実施する募集型企画旅行です。

※旅行代金に含まれるもの：行程に記載のバス代、食事代・入場・拝観料等および消費税等諸税

第24分科会

日本三大盆踊りを育んだ地・ 郡上八幡の文化を知る

旅行代金 1名につき13,000円

○所要時間：7時間15分 ○最少催行人員：25名 募集定員：40名

○添乗員1名同行 ○利用バス会社：濃飛乗合自動車（予定）

趣旨

「郡上の八幡出てゆくときは、雨も降らぬに袖絞る」の歌詞で知られる郡上おどり。2022年にはユネスコ無形文化遺産にも登録されました。念仏踊りをルーツとし、江戸時代には郡上城主が人々の和を深めるために奨励したことにより隆盛を迎え、途中明治時代初期には風紀を乱すとして禁止されたこともある熱狂的な踊りです。そんな世界に誇る大衆文化を育んできた郡上八幡を巡る分科会です。「郡上文化博物館」での郡上おどり実演はもちろん、郡上市が誇る地域産業である食品サンプル工房（全国シェア60%）の見学と体験、また、「心の森ミュージアム遊童館」での保育にそのまま活かせる切り紙・折り紙・木工などの作品見学など、盛りだくさんの内容となっています。岐阜県的美濃地方と飛騨地方のちょうど中間に位置する郡上八幡の文化と歴史をじっくりとご覧ください。

〔日程表〕 実施日：6月12日（木） 日帰り

8:00 高山駅西口 受付開始

8:30 出発

10:00～11:45 心の森ミュージアム／さんぶる工房体験

12:00～13:00 流響の里 昼食

13:30～14:45 郡上八幡博覧館 郡上踊り実演見学

15:45 高山駅西口 解散



郡上踊り実演（イメージ）



城下町の家並み（イメージ）



やなか水のかみち（イメージ）

記念講演

大会3日目

2025年6月13日(金)

高山市民文化会館 大ホール・小ホール

講師

日比野 克彦 Katsuhiko HIBINO

第67回全国私立保育研究大会飛騨高山大会最終日の記念講演には、東京藝術大学学長の日比野克彦さんを講師としてお招きします。“アートは人間にとって生きる力”とアートの社会的役割を発信し続ける日比野学長。その思いに触れ、私たちが取り組む“保育”の社会的役割を考える機会にしたいと思います。

分
科
会
記
念
講
演

【プロフィール】

1958年岐阜市生まれ。1984年東京藝術大学大学院修了。1982年日本グラフィック展大賞受賞。平成27年度芸術選奨文部科学大臣賞（芸術振興部門）。地域性を生かしたアート活動を展開。「明後日新聞社 文化事業部 / 明後日朝顔」（2003～現在）「アジア代表」（2006年～現在）「瀬戸内海底探査船美術館」（2010年～現在）「種は船航海プロジェクト」（2012年～現在）等。2014年より異なる背景を持った人たちの交流をはかるアートプログラム「TURN」を監修。現在、東京藝術大学学長、岐阜県美術館長、日本サッカー協会社会貢献委員会委員長、東京都芸術文化評議会 専門委員、公益財団法人 日本交通文化協会理事を務める。

<https://www.hibinospecial.net/profile-1/>

【受賞歴】

第1回デザイン賞(東京藝術大学卒業制作展 / 1982年)
第3回日本グラフィック展大賞 (1982年)
第1回日本イラストレーション展グランプリ (1983年)
第30回東京アートディレクターズクラブ ADC 賞最高賞 (1983年)
毎日デザイン賞グランプリ (1999年)
文化庁 平成27年(第66回)度芸術選奨 芸術振興部門 文部科学大臣賞 受賞 (2015年)

【主な役職】

東京藝術大学美術学部学部長 (2017年～)
東京藝術大学美術学部先端芸術表現科教授 (2007年～)
岐阜県美術館 館長 (2015年～)
公益財団法人日本サッカー協会 社会貢献委員会委員長 (2017年～)
東京芸術文化評議会 評議員 (2013年～)
東京芸術文化評議会アール・ブリュット検討部会 座長 (2015年～)

参加費・お弁当・会場・アクセス

参加費

2025年

6月11日(水)・12日(木)・13日(金)

大会参加費：26,000円

※大会参加費は、岐阜県民間保育園・認定こども園連盟が(株)JTB 岐阜支店に集金代行業務を委託しております。

お弁当

大会2日目 分科会昼食お弁当のご案内

大会2日目、各分科会会場にお弁当をご用意します。会場周辺のレストランには限りがありますので、お弁当のお申込みをお勧め致します。また、お弁当の内容は、分科会会場によって異なる場合がございますのでご了承ください。尚、第21～24分科会(野外分科会)にご参加の方は、旅行代金に昼食代が含まれますので、昼食のお申込みは不要です。

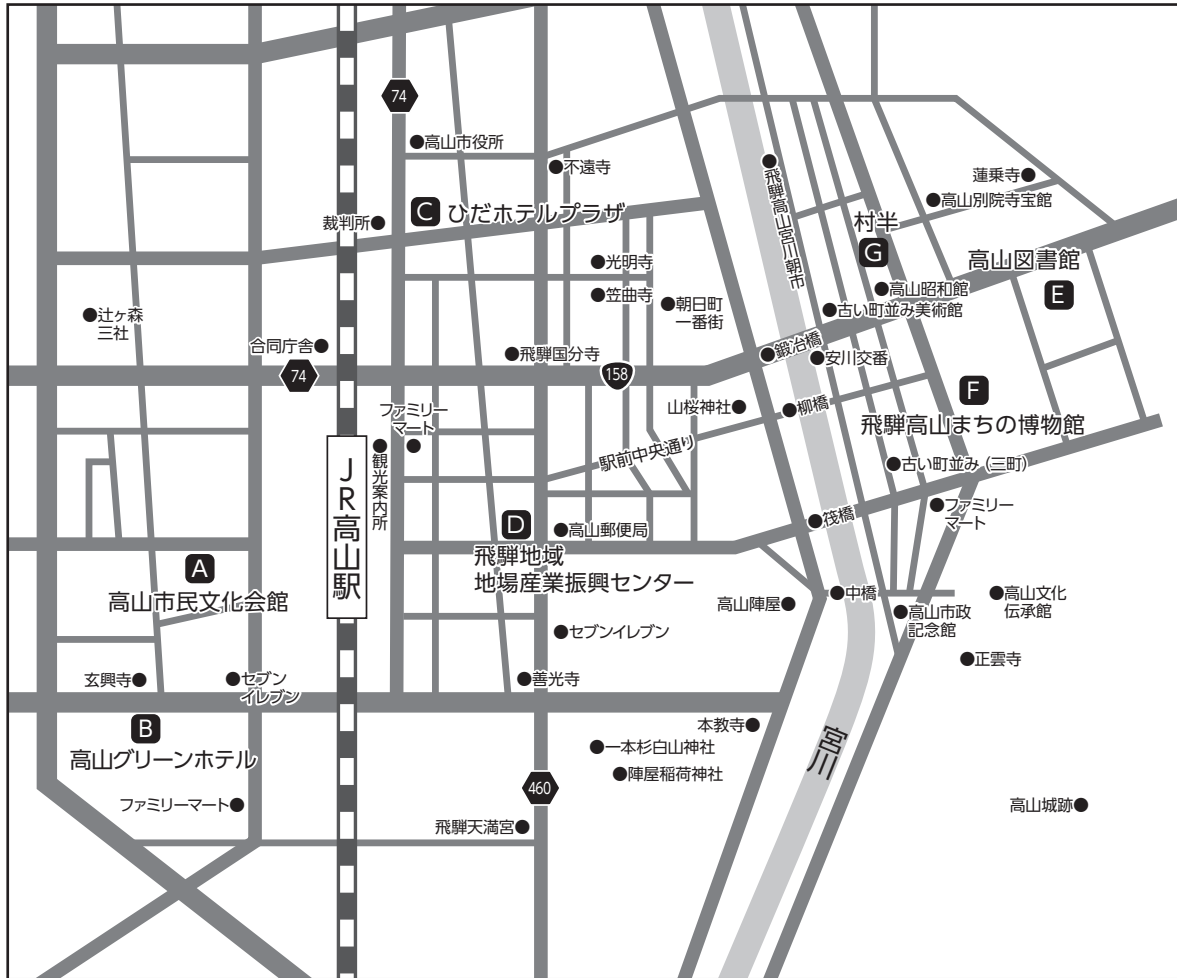
設定日：6月12日(木)

お一人様：1,500円(税込) ※お茶又はミネラルウォーター付き

※昼食弁当は株式会社JTB 岐阜支店の手配旅行です。

※アレルギー対応はいたしかねます。

各会場施設マップ



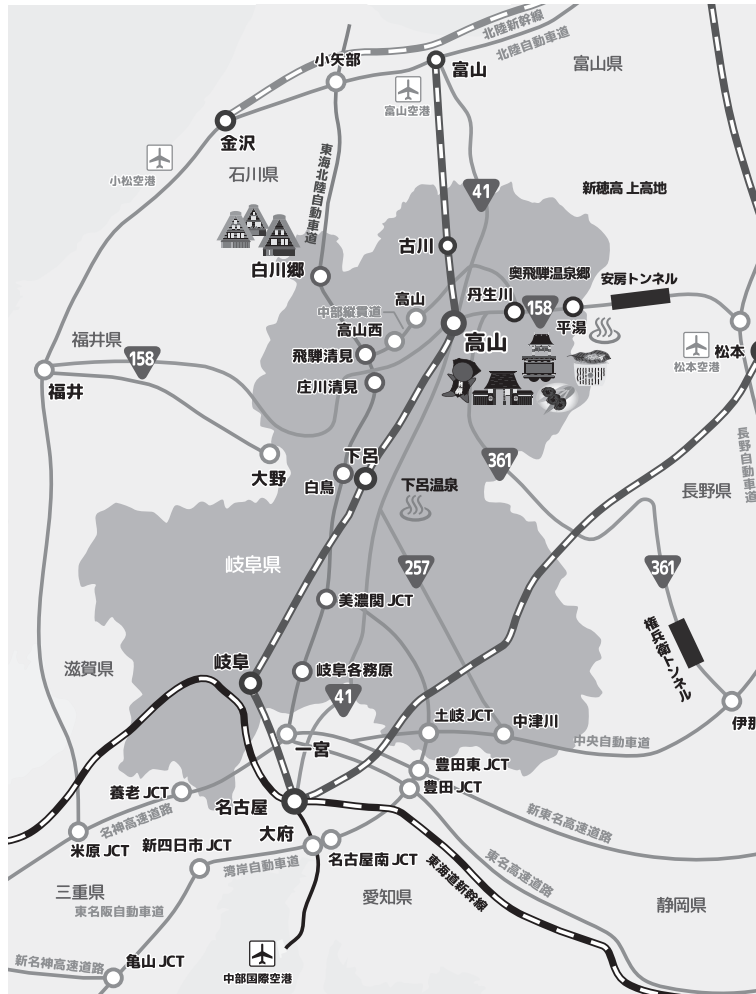
参加費・お弁当・
会場・アクセス

メイン会場 **A** 高山市民文化会館 高山市昭和町1丁目188-1
JR高山駅西口(白山口)より徒歩3分

分科会会場

※ B ・ C では交流会も開催いたします。	A 高山市民文化会館	高山市昭和町1丁目188-1
	B 高山グリーンホテル	高山市西之一色町 2-180
	C ひだホテルプラザ	高山市花岡町 2 丁目 60 番地
	D 飛騨地域地場産業振興センター	高山市天満町5丁目1番地25
	E 高山図書館	高山市馬場町 2-115
	F 飛騨高山まちの博物館	高山市上一之町75
	G 村半	高山市下二之町6

各地からJR高山駅までの交通アクセス



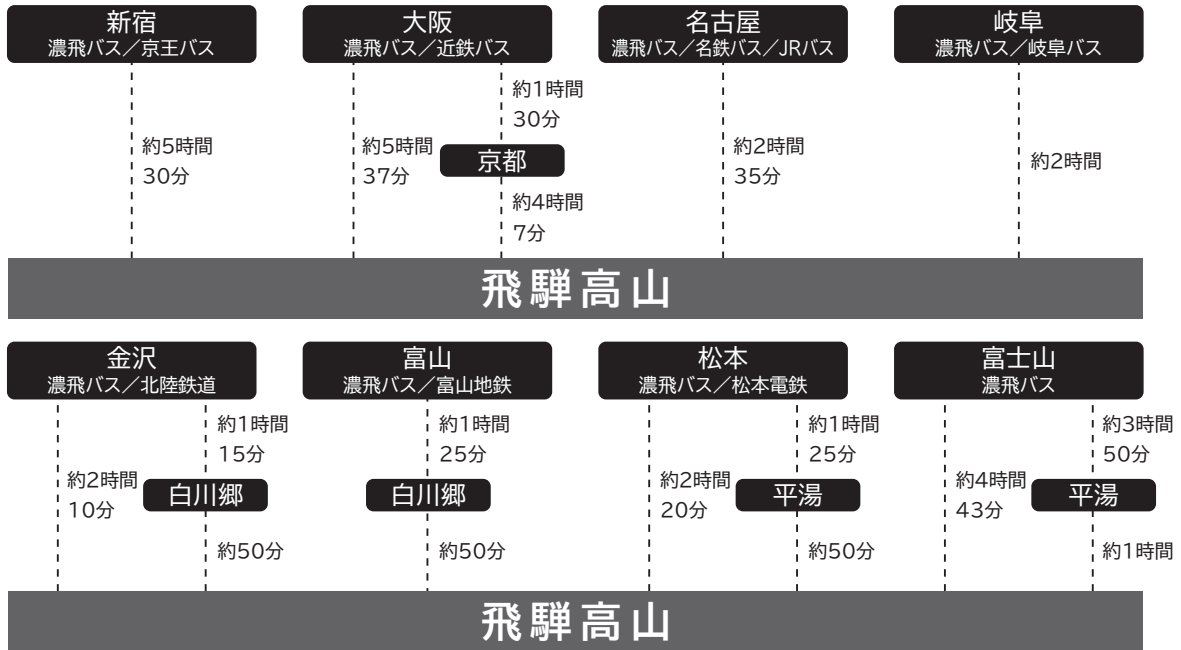
電車

東京	新大阪	大阪	金沢	新潟
北陸新幹線 かがやき 約2時間30分 はくたか 約2時間10分 東海道新幹線 のぞみ 約1時間45分 ひかり 約1時間50分 こだま 約2時間50分	東海道新幹線 のぞみ 約50分 ひかり 約1時間00分 こだま 約2時間10分	特急ひだ 約4時間20分	北陸新幹線 かがやき 約20分 はくたか・つるぎ 約25分	上越新幹線・信州本線・ えちごトキめき鉄道・北陸新幹線 新幹線・在来線 約3時間30分
富山 特急ひだ 約1時間30分	名古屋 特急ひだ 約2時間20分		富山 特急ひだ 約1時間30分	

飛騨高山

※ご利用の列車によって所要時間が異なります。詳しくは時刻表をご確認下さい。

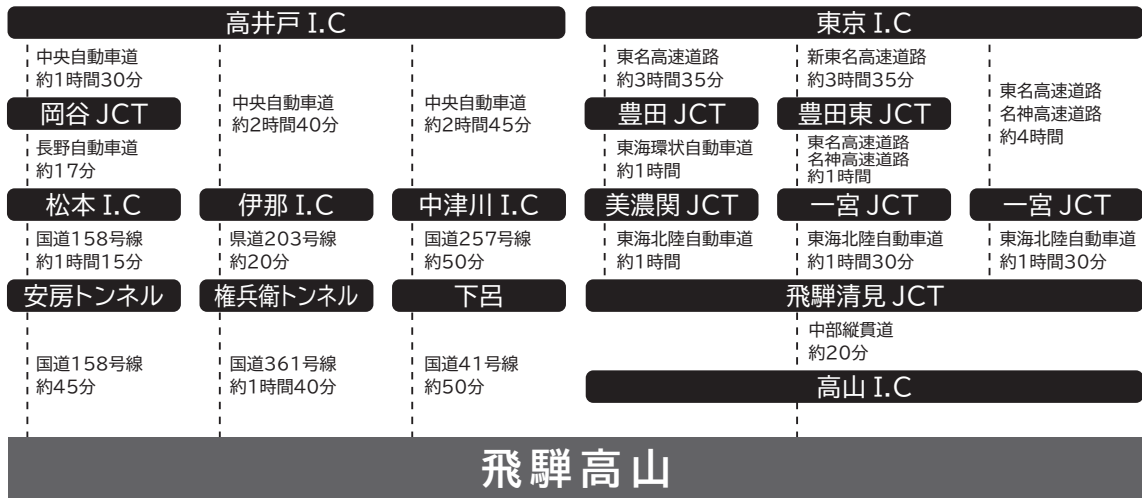
バス



※ご利用の便によって所要時間が異なります。詳しくは時刻表をご確認ください。

車

関東方面から



関西方面から

北陸方面から

上信越方面から



※道路交通事情によって所要が異なる場合がございます。

参加費・お弁当・
会場・アクセス

交流会・アトラクションのご案内

大会2日目

2025年6月12日(木)

17:30開場/18:00開会

飛騨高山大会における交流会は、

①FORMAL会場 ②CASUAL会場 の2会場となります。

それぞれ趣の異なる内容の会場をご用意いたしました。ご参加の皆様が自身のご希望に合わせて会場をご選択ください。

会場



フォーマル FORMAL会場

FORMAL会場は、ご来賓の方々をお迎えするこれまでの全国大会の形式にならったCLASSICスタイルです。参加頂く皆様の幅広い交流をお楽しみください。飛騨高山にて伝統的に行われてきた宴会の風習である「めでた」、郡上おどりにておもてなし致します。

①FORMAL会場 (高山グリーンホテル)

募集定員：350名

JR高山駅から徒歩約8分

高山市西之一色町2丁目180番地
天領閣2F「天山の間」



カジュアル CASUAL会場

CASUAL会場は、肩の力を抜き、一緒に参加した同僚や久しぶりに再会する友人とくつろいで頂けるようアトラクション等も控え目としたCHILLOUTスタイルです。飛騨高山の名産品である、「飛騨牛握り」や「高山ラーメン」を味わって頂くブースもご用意致しております。

②CASUAL会場 (ひだホテルプラザ)

募集定員：300名

JR高山駅から徒歩約9分

高山市花岡町2丁目60
喜多館3F「吉祥の間」

参加費 (旅行代金)

いずれの会場とも **15,000円**

■日程は下記をご参照ください。

※会場までは各自お越しくください。

各地 = (各自移動、交通費お客様各自負担) = 18:00 各会場
= (各自移動、交通費お客様各自負担) = 各地

■最少催行人員 100名様

※各会場定員になり次第受付終了となります。

※料金に含まれるもの(夕食代、フリードリンク代、他交流会費用一式)

※交流会は株式会社JTB岐阜支店が企画・実施する募集型企画旅行です。

※アレルギー対応はいたしかねます。

※添乗員は同行いたしません。

アトラクション:ゲスト

郡上おどり八幡おはやしクラブ

会場：FORMAL会場

日本三大盆踊りといわれる岐阜の「郡上おどり」。公民館の生涯学習としてスタートした「郡上おどり八幡おはやしクラブ」は結成32周年を迎えます。郡上おどりの期間は前座演奏として屋形に上がるほか、地元をはじめ、各地のイベントに出掛けます。2007年には北京、2008年にはカナダのトロントへと海外遠征も行いました。軽快な笛、三味線、太鼓、そして花を添える唄「おはやし」は四つのパートの絶妙なハーモニー。生の演奏とお囃子のハーモニー、そして踊りを是非とも体験してみてください。



郡上おどり八幡おはやしクラブ（イメージ）

交流会・アトラクション
の案内

アトラクション:ゲスト

Miss SAKE

会場：FORMAL会場
CASUAL会場

「Miss SAKE」は、日本酒を通じて日本の食文化や伝統文化の魅力を国内外に発信するアンバサダーです。一般社団法人ミス日本酒が2013年に設立して以来、ニューヨーク、パリ、ロンドン、シドニーなど、世界各地で活動を展開してきました。日本酒をきっかけに、日本の食文化を紹介し、観光誘致にも力を入れています。年間500件を超える活動を通じて、日本酒の魅力とともに、日本文化の価値を世界へ広げています。

今回の交流会では、現役の「Miss SAKE」が地元の銘酒を紹介し、参加者の皆さまに試飲していただくコーナーを用意しています。美しい着物をまとったアンバサダーが、日本酒の歴史や楽しみ方をわかりやすく解説するほか、地元の酒蔵や特産品の魅力についてもお伝えします。地元ならではの味わいに触れるこの機会を、ぜひお楽しみください。



Miss SAKE（イメージ）

岐阜のお酒を紹介するブースにておもてないたします

夕食プラン(はなれ)のご案内

大会1日目・2日目

2025年6月11日(水)・12日(木)
18:00~

一日研修に取り組んだ後には、飛騨高山の魅力ある食材にて、心もお腹も満たして頂けるよう「はなれ」を用意致しております。飛騨高山の自然豊かな環境が育んだ抜群の食文化の魅力を堪能してください。2日間とも先着順にて受付致します。定員になり次第受付終了となります。

■最少催行人数 1名様

■添乗員 同行いたしません。

■日程は下記をご確認ください。

※お店までは各自お越しください。

各地 = (各自移動、交通費お客様各自ご負担) = 18:00 各施設
= (各自移動、交通費お客様各自ご負担) = 各地

※夕食プラン(はなれ)は株式会社JTB岐阜支店が企画・実施する募集型企画旅行です。

※アレルギー対応はいたしかねます。

※旅行代金に含まれるもの(お料理代・フリードリンク代)

※個別追加注文不可

A 料亭 洲さき

料金:1名につき 20,000円(税込)



住所:高山市神明町4丁目14番地

洲さきは江戸時代後期、寛政六年(1794年)に創業されました。岐阜県で最古の料亭にて「宗和流本膳崩」を堪能していただけます。江戸時代の後期、寛政六年(1794年)の創業より二百年余の間、口伝によって代々伝えられてきたお料理をご堪能ください。募集定員:60名



B 精進料理 角正

料金:1名につき 25,000円(税込)

住所:高山市馬場町2-98

日本の伝統的な料理「精進料理」というと、一般的にはあまりなじみがないようです。「お寺で修業する時に食べるもの?」「法要の時のお料理?」それだけではありません。角正ではお寺の精進料理とは一味違う、独特のお料理をお楽しみ頂けます。募集定員:60名



C 江戸前 松喜すし

料金:1名につき 14,800円(税込)



住所:高山市総和町1-40

飛騨高山は山に囲まれていながら、富山・金沢に近く旬で新鮮な“海の幸”が毎日直送で仕入れることが出来ます。天然物にこだわり、毎日仕入れる新鮮なネタ。そして、飛騨の清冽な水、良質の米が作り出す味。是非ともご賞味あれ。募集定員:30名



D 中華料理 桃園

料金:1名につき 7,700円(税込)

住所:高山市昭和町2-103

風情ある日本庭園に囲まれた中華料理店です。絶景を眺めながら、本格的な中華料理をお楽しみいただけます。飛騨豚・飛騨山椒を使った麻婆豆腐や高山ラーメンは、他県のお客様のおもてなしや観光のお食事にも最適です。募集定員:60名



E 味の与平

料金:1名につき 9,500円(税込)



住所:高山市上二之町7番地

飛騨高山の上三之町で200年の歴史を刻む酒蔵。「船坂酒造店」は、城下町の風情漂う「古い町並」に佇む造り酒屋です。そんな造り酒屋が営む「味の与平」にて最上級の飛騨牛と日本酒のハーモニーをお楽しみください。募集定員:60名



1日目、2日目それぞれに夕食プラン(はなれ)を設定しております。

お申込みの際は申込日にお気をつけください。

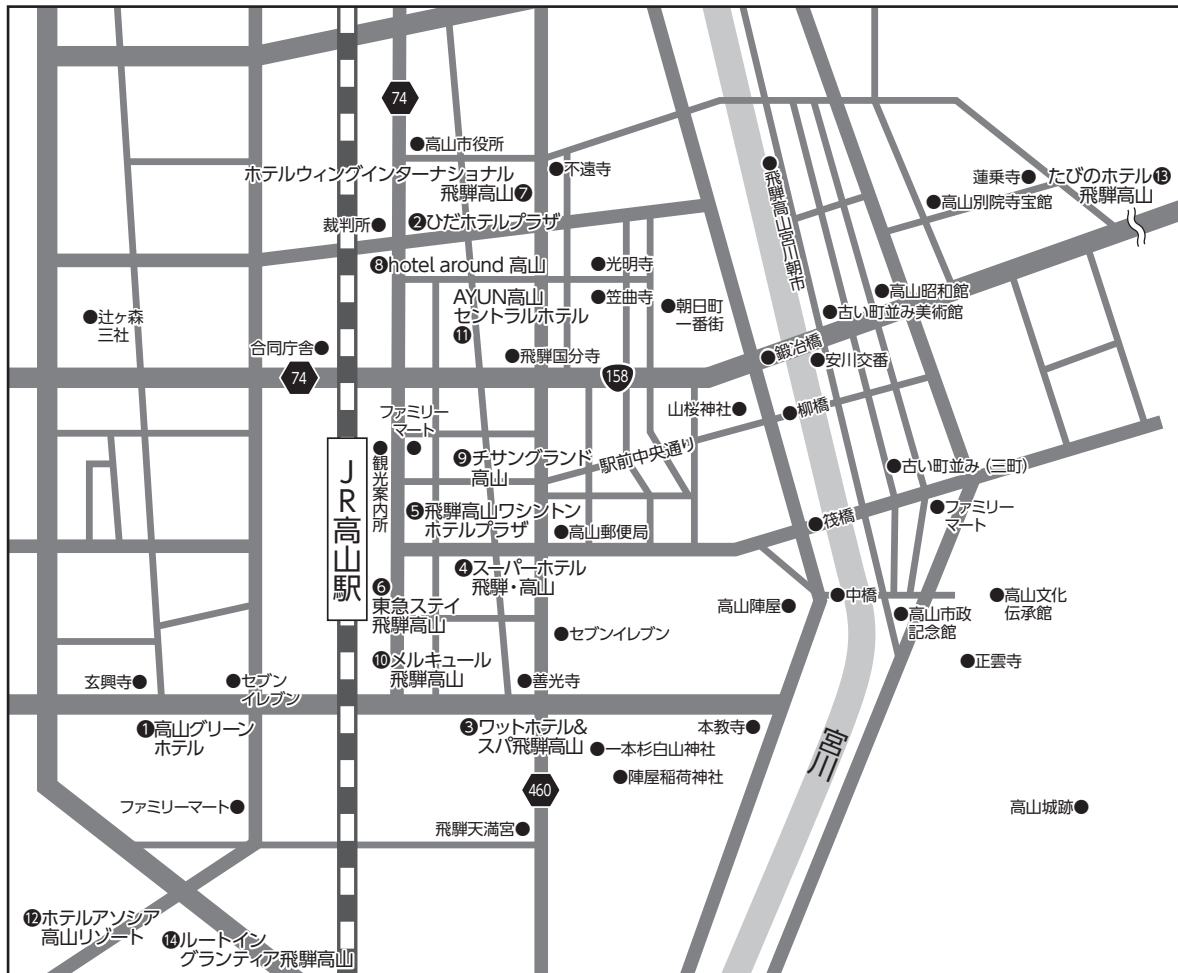
宿泊案内

- 設定日 [前泊] 令和7年6月10日(火)
[当日泊] 令和7年6月11日(水)・12日(木)
- 旅行代金は別紙一覧をご参照ください。
- 旅行代金に含まれるもの：宿泊代金 含まれないもの：移動に係る費用
- 最少催行人員 1名様
- 添乗員 同行いたしません
- 食事条件 宿泊施設により異なります。次頁を参照ください。
- 日程表 ※ご宿泊地までは各自お越しください。

1日目	自宅または前泊地 = (各自にて) = 宿泊地
2日目～最終日	宿泊地 = (各自にて) = 宿泊地

- 各ホテル・部屋タイプは先着順にて満室になり次第、受付を締め切らせていただきます。
なお、満室となったホテルはWEB上選択ができなくなりますので、予めご了承ください。
※宿泊プランは、株式会社JTB 岐阜支店が企画・実施する募集型企画旅行です。

【宿泊施設マップ】



夕食プランは別案内
宿泊案内

宿泊施設一覧

	地域	ホテル名	部屋タイプ	一泊のご旅行代金 (お一人あたり/ 税込)	食事条件	行き方
1	高山駅周辺	高山グリーンホテル	天領閣ツイン (1名利用)	¥27,000	1泊朝食	JR高山駅西口より徒歩約6分 JR高山駅より定期運航の無料シャトルバスあり
			天領閣ツイン (2名利用)	¥16,000		
			天領閣和室 or 和洋室(1名利用)	¥37,000		
			天領閣和室 or 和洋室(2名利用)	¥21,000		
			桜瀬閣コンフォートツイン or ダブル(1名利用)	¥34,000		
			桜瀬閣コンフォートツイン (2名利用)	¥20,000		
2	高山駅周辺	ひだホテルプラザ	シングル	¥18,000	1泊朝食	JR高山駅東口より徒歩5分
			ツイン (1名利用)	¥26,000		
			ツイン (2名利用)	¥15,000		
3	高山駅周辺	ワットホテル & スパ飛騨高山	シングル	¥12,000	1泊朝食	JR高山駅東口より徒歩7分
			ツイン (2名利用)	¥10,000		
4	高山駅周辺	スーパーホテル飛騨・高山	シングル	¥8,000	1泊朝食	JR高山駅東口より徒歩4分
5	高山駅周辺	飛騨高山ワシントンホテルプラザ	シングル	¥10,200	1泊朝食	JR高山駅より徒歩1分
			ツイン (1名利用)	¥12,000		
			ツイン (2名利用)	¥8,500		
6	高山駅周辺	東急ステイ飛騨高山	シングル	¥18,000	1泊朝食	JR高山駅東口より徒歩1分
7	高山駅周辺	ホテルウイングインターナショナル飛騨高山	シングル	¥10,000	1泊朝食	JR高山駅東口より徒歩5分
8	高山駅周辺	hotel around 高山	シングル	¥27,000	1泊朝食	JR高山駅東口より徒歩4分
			ツイン (1名利用)	¥27,000		
			ツイン (2名利用)	¥15,000		
9	高山駅周辺	チサングランド高山	シングル	¥13,000	1泊朝食	JR高山駅東口より徒歩1分
			ツイン (1名利用)	¥16,000		
			ツイン (2名利用)	¥8,500		
10	高山駅周辺	メルキュール飛騨高山	ツイン (1名利用)	¥15,500	1泊朝食	JR高山駅東口より徒歩4分
			ツイン (2名利用)	¥10,000		
11	高山駅周辺	AYUN 高山セントラルホテル	シングル	¥7,000	素泊まり	JR高山駅東口より徒歩5分
			ツイン (1名利用)	¥9,000		
			ツイン (2名利用)	¥9,000		
12	高山	ホテルアソシア高山リゾート	ツイン (1名利用)	¥21,000	1泊朝食	JR高山駅より車で約8分。 JR高山駅より定期運航の無料シャトルバスあり
			ツイン (2名利用)	¥16,500		
13	高山	たびのホテル飛騨高山	シングル	¥11,000	1泊朝食	JR高山駅より車で約8分 JR高山駅より定期運航の無料シャトルバスあり
14	高山	ルートイングランティア飛騨高山	シングル	¥12,500	1泊2食	JR高山駅より車で約8分 JR高山駅西口→さるぼぼバス四季の丘コースから約20分 高山まつりの森下車→タクシー約5分
			ツイン (1名利用)	¥16,000		
			ツイン (2名利用)	¥12,500		

※ 2名利用のお申込は、同行者様のお名前のご入力が必要です。

国内旅行保険

大会参加中の安全対策には皆様万全を期されていることと存じますが、より安心してご参加いただくために、旅行保険へのご加入をおすすめしております。

この保険は、大会参加中や往復の移動中のケガだけではなく、賠償責任、手荷物の盗難・破損、救援者費用等も補償できます。

ご参加の皆様がより安心してお過ごしいただくため、ぜひご検討ください。

保険加入ご希望の方は、下記二次元バーコードを読み取り、お申込みをお願いいたします。

※保険のお申込、ご加入は任意となります。

t@biho 国内旅行
国内旅行傷害保険特約セット
普通傷害保険のご案内

大切なご家族のために

国内旅行保険

に加入しませんか？

こんなトラブル時に補償します

子どもが他人に迷惑をかけたしまったら

遊んでいる子どもが旅館の壁にぶつかり、壁に大きな穴が開いた。

支払い保険金 **24,200円**

個人賠償責任

足を滑らせて転んでしまったら

大浴場で足を滑らせて構転し手を骨折した。入院・手術、通院を行い、後遺症も残った。

支払い保険金 **626,500円**

傷害後遺障害 入院保険金 手術保険金 通院保険金

台風で飛行機が欠航して帰れない

旅行先に台風が直撃し飛行機が欠航した。帰て来ず家族4人で延泊した。

支払い保険金 **40,000円**

航空機欠航・着陸地変更宿泊費用

大事な持ち物、落として壊したら

一眼鏡で家族写真を撮影しようとしたところ落としてモニターが壊れなくなった。

支払い保険金 **42,889円**

携行品損害

モデルプランのご紹介

補償プラン	おすすめプラン	おすすめプラン (航空機欠航補償付)	保険料節約 プラン
傷害死亡・後遺障害	1,000万円	1,000万円	500万円
入院保険金日額	10,000円	10,000円	5,000円
手術保険金	入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍	3,000万円	3,000万円
通院保険金日額	5,000円	5,000円	3,000円
個人賠償責任	3,000万円	3,000万円	3,000万円
携行品損害	20万円	20万円	10万円
救援者費用	200万円	200万円	100万円
臨時費用	60万円	60万円	60万円
航空機欠航・着陸地変更宿泊費用*	—	1万円	—
保険料	2日(1泊2日)まで 4日(3泊4日)まで 7日(6泊7日)まで	983円 1,158円 1,362円	1,233円 1,408円 1,612円

※航空機欠航補償付プランは出発日の4日前までお申込いただけます。(例: 出発日4月5日出発の場合、4月1日までお申込が可能です。)

① お申込みいただけるご旅行期間は、最長1か月です。上記以外のご旅行期間の保険料は申込サイトよりご確認ください。

② 上記保険料は国内リピーター割が適用されています。

③ 上記プランには特約任意補償特約がセットされています。※天災危険補償特約はセットされていません。

お求めやすい保険料!

保険料300円〜!

カスタマイズが可能な場合

**国内リピーター割
保険料を3%割引**

t@biho国内マイページをお持ちの方が再度「t@biho国内旅行」をご契約される場合等(詳細は各ページの「国内リピーター割の適用条件」をご確認ください)

お申込はこちら

ご契約方法は裏面をご覧ください

ご契約方法についてのご案内

お申込の前に

- ご契約者本人(満18歳以上)のメールアドレスをご準備ください。
法人契約の場合、t@biho国内マイページに登録するメールアドレスをご準備ください。
- お客様ご自身がご旅行に不参加の場合や一部の旅行参加者の分だけでもお申込みいただけます。
ご出発日3か月前から、ご旅行当日のご自宅出発前までお申込み可能です。
お申込みいただけるご旅行期間は、最長1か月です。
- お支払い方法

クレジットカード

デビットカード

コード決済

お申込の流れ

STEP1

Webページにアクセス

表面の二次元(バーコード)からお申込みページへアクセス

STEP2

必要事項を入力

お客様情報やプランなどを入力し、重要事項説明書およびご契約内容についてをご確認ください

STEP3

保険料のお支払

クレジットカード
デビットカード
コード決済

STEP4

契約内容の確認/完了

契約完了メールをお送りします

t@biho国内マイページのご案内

t@biho国内マイページは、保険契約に関する様々な手続きが可能な保険契約者様専用サイトです。

① t@biho国内マイページのご利用・ログインには、メールアドレス・パスワードの登録が必要です。登録されませんとご利用いただけませんのでご注意ください。

各種書類のPDF作成・印字

以下の書類のPDF作成・印字が可能

- 契約内容確認書
- 保険料領収証

保険期間の延長/短縮

帰省が延びたり早く帰った場合の保険期間の変更手続き

保険金請求

ご旅行中でも保険金請求がWeb上でお手続き可能

ケガによる入院の場合など、請求内容によりt@biho国内マイページでのお手続き以外に請求書類の郵送や電話による連絡が必要となる場合がございます。

国内リピーター割(次回お申込時)

t@biho国内マイページ登録のあるお客様が再度「t@biho国内旅行」をご契約された場合、保険料を3%割引いたします。

国内リピーター割の適用条件

お申込時点で以下の全ての条件にあはまる場合、割引を適用いたします。

- 過去3年以内に「t@biho国内旅行」のご契約をいたしてあり、t@biho国内マイページにてログインされていること
- t@biho国内マイページ・ユーザーの方が再度「t@biho国内旅行」の契約者となること
- t@biho国内マイページに保険契約が完了した「t@biho国内旅行」の契約があること

お申込にあたって

このチラシは、国内旅行保険についてご案内したものです。

※詳細は、国内旅行保険(傷害保険普通保険約款・特約)によりまして、この保険の詳細につきましては、Webページをご覧ください。弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

※弊社代理店は、弊社の委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の徴収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務をおこなっております。したがって弊社代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

引受保険会社

ジェイアイ傷害火災保険株式会社

〒104-6016 東京都中央区晴海1-8-10
福岡支店: 〒815-0824 福岡市東区千早1-1-10
https://www.jihoken.co.jp
kokuai@t@biho.jp

取扱代理店

株式会社JTB 岐阜支店

住所: 岐阜市吉野町6-16 大同生命廣場ビル2階
TEL: 058-264-7911
FAX: 058-262-3641

2023年6月版 JI2023-11 (SP) 202306k

国内旅行保険
宿泊施設一覽

31

申込み方法

参加申込みは、WEB サイトからのお申込みになります。

受付日時 2月17日(月) 10時より開始

第一次締切日 3月7日(金) **第二次締切日** 4月10日(木)



■ WEB サイトからのお申込み

①「ぜんしほれん」または「あおむしつうしん」でインターネット検索し、全国私立保育連盟のホームページにアクセスしてください。

トップ画面の「第67回全国私立保育研究大会飛騨高山大会」のバナーをクリックしてください。

②参加お申込み専用サイト URL は下記のとおりです。直接サイトにアクセスいただき、お申込みいただくことも可能です。

<https://amarys-jtb.jp/gifu67/>

■ WEB サイトより申込みされた方は、申込み完了メールまたはサイト内の申込み確認画面より確認をお願いします。

■ 電話による申込み・追加・変更・取消はできませんので、予めご了承ください。

■ 参加申込みの流れ

①上記の専用サイトよりお申込みください。

②トップページの「はじめてご利用される方」より、お申込みいただく項目を選択していただきお進みください。

③画面に従い、申込み者情報の入力及び参加者情報をご登録ください。

④申込み完了された方には参加登録完了のご案内を、登録いただいたメールアドレス宛にお送りします。

※受付システムから自動で発信されます。迷惑メール対策をされている場合は、「@amarys-jtb.jp」「@jbx.jtb.jp」からのメール受信許可の設定をお願いいたします。

また、申込み後、24時間以内にメールが届かない場合には、下記お問合せ窓口までご連絡ください。

⑤サイトにて即時発行される請求書をご確認のうえ、4月10日までにお振込みください。なお、参加費につきましては、振り込み後は返金できませんので、ご了承ください。

■ 第2次締切日4月10日までの変更・取消は、参加者ご自身にて専用サイトで操作をしてください。

締切日以降は、下記お問合せ先までご連絡ください。

(お電話での変更取消は致しかねます。)

【各種お申込みに関するお問合せ】

「第67回全国私立保育研究大会 飛騨高山大会」受付デスク
(株式会社 JTB ビジネストラנסフォーム 中部 MICE センター)

E-Mail : zenshihoren-gifu67@jbx.jtb.jp

TEL : 052-446-5099 (受付時間 平日10:00~17:00 ※土日・祝日・年末年始は休業)

申込み方法

申込みと以降の流れ

■お申込みから開催までのスケジュール

申込方法等

①	<p>ウェブサイトからの申込み 2月17日 10時より申込み開始 ・第一次締切日 3月7日 ・第二次締切日 4月10日</p> <p>4月10日までは、申込みサイト上で変更が可能です。それ以降は、「株式会社 JTB ビジネストラנסフォーム中部 MICE センター」にご連絡ください。</p>
②	<p>ご請求金額払込期限 4月10日</p> <p>参加分科会や交流会などを申し込みいただくと、サイトより請求書が発行・ダウンロードできます。ご入金手続きをお願いします。</p>
③	<p>大会資料等の送付 5月20日～5月31日</p> <p>チケット、大会当日冊子、各種チラシ、協賛広告を事前に園ごとにまとめて送付します。同時に、リアルタイムで参加者に情報提供し、個別のご質問にもお答えする公式 LINE の登録案内も送りますので、早めの登録をお願いします。大会まで、大会の最新情報や飛騨高山の名物情報などを発信します。</p>
④	<p>資料ダウンロード期間 6月1日～6月20日</p> <p>従来、当日お渡ししていた「行政説明、基調報告、分科会資料、大会宣言文（案）」等を今回は事前にダウンロードしていただきます。必要に応じて、印刷してください。なお、大会当日は事前配布した印刷物や各分科会資料は用意いたしませんので、デジタルデータでの保持、もしくは、印刷したものを必ずご持参願います。</p> <p style="text-align: right;">ダウンロード方法の詳細は p35</p>
⑤	<p>大会当日の受付 6月11日</p> <p>大会当日は、事前に送付した入場パスをパスケースに入れ、首からかけていただくことで、高山市民文化会館に入場できます。なお、記念品につきましては、2日目の分科会会場でお配りします。事情があり受け取れなかった場合は、3日目に高山市民文化会館の記念品ブースでお受け取りください。</p>

変更・取消について

申込内容に変更・取消が生じた場合は、WEB サイトにて変更・取消操作を行ってください。ただし、締切日以降は、お申込みサイト「お問い合わせ」に記載の連絡先までメールでご連絡ください。（お電話での変更取消は致しかねます。）

■大会参加費について、ご入金後のご返金はいたしません。ご了承ください。

旅行契約に関する取消後のご返金は、大会終了後、取消料及び所定の振込手数料を差引きのうえ返金いたします。なお、事務処理上の都合でご返金は大会終了後を予定しております。

■取消日の基準日は、弊社が連絡を受信した日にちと致します。

■お申込後、お客様のご都合による取消の場合は、下記取消料がかかりますので、予めご了承ください。

【旅行契約以外（参加費）の取消料】

大会参加費	参加費 100% 入金後のご返金はいたしかねます。
-------	---------------------------

【募集型企画旅行契約（宿泊・交流会・夕食プラン・分科会第 21 ～第 24）の取消料】

取消日	21 日前まで	20 日前から 8 日前まで	7 日前～ 2 日前まで	前日	当日	旅行開始後および 無連絡不参加
宿泊	無料	旅行代金の 20%	旅行代金の 30%	旅行代金の 40%	旅行代金の 50%	旅行代金の 100%

取消日	11 日前まで	10 日前から 8 日前まで	7 日前～ 2 日前まで	前日	当日	旅行開始後および 無連絡不参加
分科会第 21 ～第 24	無料	旅行代金の 20%	旅行代金の 30%	旅行代金の 40%	旅行代金の 50%	旅行代金の 100%

取消日	大会開始日の前日より起算してさかのぼって		7 日前～大会開始後
	ご入金後～ 8 日前まで		
交流会及び 夕食プラン（はなれ）	取消料不要		代金の 100%

【手配旅行契約（昼食弁当）の取消料】

取消日	大会開始日の前日より起算してさかのぼって		7 日前～大会開始後
	ご入金後～ 8 日前まで		
昼食弁当	取消料不要		代金の 100%

その他のご案内

○募集型企画旅行

本大会の「宿泊プラン」「分科会（第 21 ～ 24）」「交流会」「夕食プラン（はなれ）」は（株）JTB 岐阜支店が旅行企画・実施するものであり、お申込みいただくお客様は、当社と募集型旅行契約を締結することになります。詳しい旅行条件を説明したこの旅行条件・旅行代金は 2025 年 1 月 6 日を基準としています。

○「宿泊プラン」「交流会」「夕食プラン（はなれ）」に添乗員は同行しません。「分科会第 21 ～ 24」には添乗員が同行します。

大会当日資料の配付方法について

大会資料は、ペーパーレスのデジタル形式提供です。

飛騨高山大会における行政説明・基調報告・分科会・大会宣言文（案）等の資料については、環境への配慮および2024年問題への対応として、ペーパーレスのデジタル形式で提供いたします。なお、資料は、大会申込みサイトにてご登録いただいたアドレスに順次送信するメールと、事前送付する「大会当日冊子」に記載されているQRコードからもダウンロード可能です。

大会当日はダウンロードした資料をPC・タブレットなどへ保存してお持ちいただくか、必要に応じて印刷してお持ちください。

ご協力のほどよろしくお願いいたします。

- ① Web サイトから大会申込み
- ② ダウンロード方法を登録メールアドレスへお知らせ
(6月初め頃予定)
- ③ 各自ダウンロード

※「大会当日冊子」及び各種参加券は5月下旬頃送付します。

旅行条件書

国内募集型企画旅行ご旅行条件書

この旅行条件はエースJTB、JTBMySTYLE など本文第2項に掲げる各社の国内募集型企画旅行に適用させていただきます

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

(1)この旅行は、以下の各社のうちホームページ・パンフレット等に記載する旅行会社(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。なお、旅行契約には、航空会社が設定する個人包括旅行運賃(お申込みの時期、ご利用の空席状況によって運賃が変動します) 摘要の航空券を使用するコース(以下「航空運賃変動型プラン」といいます)を含みます。

- (株)JTB(東京都品川区東品川 2-3-11 観光庁長官登録旅行業第 64 号)
- (株)JTB ガイアレック(東京都品川区東品川 2-3-11 観光庁長官登録旅行業第 712 号)
- 沖縄 JTB(株)(沖縄県那覇市旭町 112-1 観光庁長官登録旅行業第 1492 号)
- (株)JTB ビジネストラベルソリューションズ(東京都江東区豊洲 5-6-52 観光庁長官登録旅行業第 1571 号)
- (株)JTB グローバルマーケティング&トラベル(東京都品川区東品川 2-3-14 観光庁長官登録旅行業第 1723 号)
- (株)JTB ビジネスインフォマーズ(東京都港区港南 1-6-31 観光庁長官登録旅行業第 1776 号)
- (株)JTB コミュニケーションデザイン(東京都港区芝 3-23-1 東京都知事登録旅行業第 2 種 7116 号)

(2)当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けられるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。

(3)旅行契約の内容・条件は、ホームページ・パンフレット等、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます。)及び、本旅行条件書に定めのない事項は、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。)によります。当社約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

3-1. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

(1)当社又は「受託販売権」に記載された当社の受託営業所(以下「当社」といいます。)にて必要事項をお申し出のうえ、ホームページ・パンフレット等に記載した申込金を添えてお申し込みいただけます。当社業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記入いただく場合もございます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社から契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。

(2)①当社は電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立していませんが、当社からの予約承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して3日以内にお申し込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをしていただきます。なお、商品によっては申込時に旅行代金全額をお支払いいただきます。この期間内に申込金または旅行代金の支払いがなされない場合、当社はお申し込みがなかったものと取り扱います。

②お客様が旅行予約サイトにて予約・決済をお支払いする方法を選択した場合、当社の予約承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して2日以内にお申し込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをしていただきます。この場合、前項の定めにより契約が成立します。

③お客様が、旅行予約サイトにて予約・決済を行う方法を選択した場合、第24項の通信契約による旅行条件を適用し、第24項③の定めにより契約が成立します。

(3)旅行契約は、電話によるお申込みの場合、本項②①により申込金を当社が受領したときに、また、郵便又はファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合は、申込金のお支払い後、当社からの旅行契約を締結する旨の通知がお客様に到達したときに成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込みの場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、第24項③の定めにより契約が成立します。

(4)当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。

(5)契約責任者は、当社が定める日までに構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。契約責任者は、第26項による第三者提供が行なわれることについて、構成者本人の同意を得るものとします。

(6)当社らは、契約責任者が構成者に対して真に、又は将来責任を負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

(7)当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3-2. ウェイティングの取扱いについての特約

当社は、一部商品に限り、お申し込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、当社が承諾し、お客様が希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができるとなった時点で旅行契約を成立させる取扱い(以下「ウェイティングの取扱い」といいます。)をすることがあります。

(1)お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、当社らは、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間(以下「ウェイティング期間」といいます。)を確認のうえ、申込書と申込金相当額をご提出いただきます。この時点では旅行契約は成立していませんが、また、当社は、将来に旅行契約が成立することをお約束するものではありません。

(2)当社らは、前①の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。

(3)旅行契約は、当社が前②により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社がお客様に発した時(ただし、この通知が電子承諾通知の方法によって行われたときはお客様に到達した時)に成立するものとします。

(4)当社らは、ウェイティング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。

(5)当社らは、ウェイティング期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイティングの取扱いを解除する旨の申出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイティングの取扱いを解除する旨の申出が取消対象期間にあつたときでも当社は取消料をいたしません。

4. お申し込み条件

(1)18才未満の方は親権者の同意書が必要です。15才未満もしくは中学生以下の方のご参加は保護者の同行を条件とさせていただきます。

(2)ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(3)お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(4)お客様が当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(5)お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(6)健康を書している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障害のある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別な配慮が必要とする方は、お申し込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出下さい(旅行契約成立後にこれらの状態になった旨をお申し出ください)。あらかじめ当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出ください。

(7)前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお問い合わせし、又は書面ですれらを申し出ていただくことがあります。

(8)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただきますことがあります。なお、お客様からの申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。

(9)当社は、本項①②⑥⑦⑧の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、①②⑥は申し込みの日から、⑥⑦⑧は申し込みの日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。

⑩お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になった当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様の負担になります。

⑪お客様のご都合により別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別乗条件でお受けする場合があります。

⑫お客様が他のお客様と迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがある当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

⑬その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

(1)当社らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する

事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はホームページ・パンフレット等、本旅行条件書等により構成されます。(2)本項①の契約書面を補充する書面として、当社らお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を速くとも旅行開始日の前日までにしてお渡します。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

6. 旅行代金のお支払い

(1)旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。また、当社とお客様が第24項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名無くして旅行代金(申込金、追加代金として表示したものを含みます。)や第14項に規定する取消料・違約料、第10項に規定されている追加料金及び第13項記載の交換手数料をお支払いいただくことがあります。またこの場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

(2)本項①の定めにかかわらず、商品によっては契約と同時にご旅行代金全額をお支払いいただきます。なお、一部通信契約においては、当社の契約承諾する旨の通知がお客様に到達した日から3日以内にお支払いいただきます。

7. 旅行代金について

(1)参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は、こども代金となります。

(2)旅行代金は、コースごとに表示しています。出発ごとご利用人数でご確認ください。

(3)「旅行代金」は、第3-1項の「申込金」、第14項①の「取消料」、第14項③の「違約料」、及び第23項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告又はホームページ・パンフレット等における「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金(又は基本代金)として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

(1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかざりエコノミークラス)、宿泊

(2)添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付。

(3)その他ホームページ・パンフレット等において、旅行代金に含まれる旨表示したものの、上記費用はお客様の都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

(1)超過手荷物料金(特定の重量・容量・個数を超える分について)。

(2)宿泊施設利用における宿泊税、空港施設使用料等。(ホームページ・パンフレット等に明示した場合は除きます。)

(3)クリーニング代、電話代、ホテル又はレストラン従業員等へのチップ、その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。

(4)希望者のみが参加するオプション・ツアー(別途料金の小旅行)の料金。

(5)運送機関が課す付加運賃・料金(例:燃油サーチャージ)。

(6)自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

(7)特別な配慮・処置に要する費用

(8)インターネットを通じたサービス提供による通信料

10. 追加代金と割引代金

(1)第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合は除きます。)

①ホームページ・パンフレット等で「グレードアップ」を称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金。

②「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金。

③ホームページ・パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。

④その他ホームページ・パンフレット等で「××××クラス追加代金」「×××追加代金」と称するもの(航空座席のクラス変更に要する差額、ストレートチェックイン追加代金、航空会社指定ご希望をお受けする旨ホームページ・パンフレットに記載した場合の追加代金等)。

(2)第7項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ、割引引き後の旅行代金を設定した場合は除きます。)

①ホームページ・パンフレット等で当社が「早期〇日前割引」と称するもの。

②その他ホームページ・パンフレット等で「〇〇割引代金」と称するもの。

旅行条件書

11. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

12. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

- 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日以内にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
- 第11項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。)が増加したときは、サービスの提供が行われていにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をホームページ・パンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

13. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。

この際、交替に要する手数料として所定の金額をいただきます。(既に航空券を発行している場合、別途再発売に関わる費用を請求する場合があります。)また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

14. 取消料

- 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合はホームページ・パンフレット等記載の取消料を、ご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。
- 当社の責任とならないローンの取上げの事由に基づき、お取り消しになる場合も所定の取消料をお支払いいただきます。
- 旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。
- お客様のご都合による出発日およびコースの変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更(航空運賃変動型プランにおいては、利用する航空便名の変更および座席クラスの変更を含みます)については、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料を収めます。

15. 旅行開始前の契約解除

(1)お客様の解除権

- お客様はホームページ・パンフレット等に記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申込店の営業時間内にお受けします。
- お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
 - 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。
 - 第12項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - 当社がお客様に対し、第5項の②に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
 - 当社の責に帰すべき事由により、ホームページ・パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
- 当社は本項(1)の①より旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しいたします。取消料が申込金でま

かなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(1)の②により、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻しいたします。

(2)当社の解除権

- お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項(1)の①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
 - お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - お客様が第4項(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。
 - お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 - お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
 - お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - お客様の人数がホームページ・パンフレット等に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日以内にあたる日より前に(日帰り旅行は3日目に当たる日より前)に旅行中止のご通知をいたします。
 - スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはおそれ極めて大きいとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、ホームページ・パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- 当社は本項(2)の①より旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項(2)の②により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。

16. 旅行開始後の契約解除

(1)お客様の解除権

- お客様のご都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- お客様の責に帰さない事由によりホームページ・パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合は、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。
- 本項(1)の②の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領部分に該当しなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当社が当該旅行サービス提供機関等に対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻しいたします。

(2)当社の解除権

- 当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
 - お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。
 - お客様が第4項(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。
 - お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者に当社の指示への不従、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
- 解除の効果及び払い戻し

本項(2)の①に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料の他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。
- 本項(2)の①のa、dにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様の負担で出発地に戻るための必要な配位をいたします。
- 当社が本項(2)の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かって

のみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効弁済がなされたものとします。

17. 旅行代金の払い戻しの時期

- 当社は、「第12項の②(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第15項から第16項までの規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始後の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはホームページ・パンフレット等に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻しいたします。
- 本項(1)の規定は、第19項(当社の責任)又は第21項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。
- クーポン券類の引渡し後の払戻しについては、お渡ししたクーポン券類が必要となります。クーポン券類の引出がない場合には、旅行代金の払戻しができないことがあります。

18. 添乗員・旅程管理等

- 添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な旅程管理業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従って頂きます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。また労働基準法の定めからも勤務中、一定の休息時間を適宜取得させていただきます。
- 現地添乗員同行表示コースには、原則として旅行目的の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項(1)における添乗員の業務に準じます。
- 現地係員案内表示コースには、添乗員は同行いたしません。現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行ないます。
- 個人型プランには、添乗員等は同行いたしません。
- 個人型プラン及び現地添乗員が同行しない区間、現地係員が業務を行わない区間は、お客様ご自身での旅程管理をお願いいたします。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたします。旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行って頂きます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、原則としてお客様ご自身で行って頂きます。
- 交通機関等のサービス提供の中止やお客様のご都合で旅行開始前に急遽ご旅行を取り止める場合、取扱販売店に連絡をお願いいたします。なお、取扱販売店が休業日、又は営業時間外で連絡が不可能な場合は、ご自身で、ご利用予定のサービス提供機関(ホテル、交通機関等)へのご連絡や取消処理をお願いいたします。旅行開始までに手続きを終えられなかった場合は旅行開始後の解除としての取り扱いとなり、旅行代金の払い戻しはありません。

19. 当社の責任

- 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。
- お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。
 - 天災地変、戦乱、暴動又はこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行中止
 - 運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
 - 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - 官公署の命令、又はそれによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - 自由行動中の事故
 - 食中毒
 - 盗難
 - 運送機関の遅延・不遇・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更、目的地滞在時間の短縮
- 手荷物について示した本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が支払う賠償額はお1人あたり最高15万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。))といたします。
- 手配代行者とは、お客様に提供する運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空機・鉄道・バス・ホテル・レストラン等)の手配を当社に代わって手配する者をいいます。なお、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空機・鉄道・バス・ホテル・レストラン等)の故意または過失により、お客様に損害が発生したときは、当該旅行サービス提供機関の責任となります。

20. 特別補償

- 当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(1500万円)・後遺障害補償金(1500万円を上限)・入院見舞金(2万円〜20万円)及び通院見舞金(1万円〜9万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個あたり1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あ

旅行条件書

たり15万円を上限とします。)を支払います。なお、手荷物の損害に対しては保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。

(2)本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨ホームページ・パンフレット等に明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中はいたしません。

(3)お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ポブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行に含まれているときは、この限りではありません。

(4)当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます。)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象外品については、損害補償金を支払いません。

(5)当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。なお傷害の程度、その原因となった事故の概要等については、当社に対し、事故の日から30日以内に報告しなければなりません。

21. お客様の責任

(1)お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し立てます。

(2)お客様は、募集型企画旅行契約を締結する際には、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3)お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービス内容を円滑に受領するため、方角一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたとき認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、運転員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。

(4)当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければならないものとします。

(5)クーポン券紛失の場合、当該クーポン券の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額とします。

22. オプションツアー又は情報提供

(1)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が企画・実施する募集型企画旅行(以下当社オプションツアー)といたします。第20項(特別補償)の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オプションツアーは、ホームページ・パンフレット等で「企画者」当社と明示します。

(2)オプションツアーの運行事業者が当社以外である旨をホームページ・パンフレットで明示した場合には、当社は、当該オプションツアー参加中にお客様に発生した第20項(特別補償)で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います(但し、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。)。また、当該オプションツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者のみに限ります。

(3)当社は、ホームページ・パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項(特別補償)規定は適用しませんが(但し、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。)、その旨の責任を負いません。

23. 旅程保証

(1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の①・②・③で規定する変更を除きます。)は、第7項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかでない場合は、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部

又は一部として支払います。

①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足(いわゆるオーバーブッキング)が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)

ア. 旅行日程に支障をきたす悪天候、天災地変、イ. 戦乱、ウ. 暴動、工. 官公署の命令、オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供、キ. 旅行参加者の生命又は身体への安全確保のために必要な措置

②第15項及び第16項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

③ホームページ・パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスに基づき支払う変更補償金の額がおおむね1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

(2)本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおおむね1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

(3)当社はおお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと対応の物品サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

変更補償金の額=1件につき下記の率×旅行代金

当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降に通知した場合
①ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的の変更	1.0%	2.0%
③ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金(合計額)がパンフレット又は確定書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0%	2.0%
④ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便の変更	1.0%	2.0%
⑦ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0%	2.0%
⑧ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
⑨上記①～⑧に掲げる変更のうち募集ホームページ・パンフレット又は確定書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1: ホームページ・パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注2: ⑨に掲げる変更については、①～⑧の料率を適用せず、⑨の料率を適用します。

注3: 1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合、1該当事項毎に1件とします。

注4: ④の⑨に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。

注5: ③④に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取り扱います。

注6: ④運送機関の会社名の変更、⑦宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変更に伴うものをいいます。

注7: ④運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注8: ⑦宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト、若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。

24. 通信契約による旅行条件

当社は、当社又は受託旅行業者が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受けること(以下「通信契約」といいます。))を条件に旅行のお申込みを受ける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。(受託旅行業者により当該契約ができない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行業者により異なります。)

(1)本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づき旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。

(2)申し込みに際し、「会員番号(クレジットカード番号)」、「カード有効期限」等を当社に通知していただきます。

(3)通信契約による旅行契約は、当社らの旅行契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。

(4)当社らは提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「ホームページ・パンフレット等に記載する金額の旅行代金」又は「第14項に定める取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。

(5)契約解除のお申し出があった場合、当社らは旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出があった日の翌日から起算して7日以内(減額又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内)をカード利用日として払い戻します。

(6)与信等の理由により会員の申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、当社らが別途指定する期日までに現金にて旅行代金を支払いいただきます。当該期日までに、お支払いいただけない場合は第14項(1)の取消料と同額の違約料を申し受けます。

25. 国内旅行保険への加入について

ご旅行中、けがをした場合、多額の医療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であり、また加害者から賠償を求められた場合であっても必ずしも十分なものと言えない場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

26. 個人情報の取扱い

(1)当社は、旅行申込みの受付に際し、所定の項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目を自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であっても、お客様の連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービス受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様の申込、ご依頼をお引受できないことがあります。取得した個人情報は「受託販売網」に委託された(総合)旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代理して対応いたします。

(2)当社らは、前号により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店等のお客様のお買い物等の便宜のために必要な範囲内でお申込みいただいたホームページ・パンフレット等及び第5項(2)の最終旅程表に記載された運送機関・宿泊機関等及び保険会社、土産品店に対し、前号により取得した個人情報及び搭乗される航空便名に係る個人データを、予め磁気的方法等で送付することにより提供いたします。その他、当社らは、①当社ら及び当社らの提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

(3)当社らは、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報を伺いいたします。この個人情報、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡が必要であると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社らに提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。

(4)当社は、手配代行業務、旅行添乗業務、空港等でのツアーサービス業務等において、本項(1)により取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部を他社へ委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報保護を預託いたします。

(5)当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社のグループ企

旅行条件書

業との間で共同して利用させていただきます。当該グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、お客様のお申込の簡素化、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用していただくことがあります。なお、お客様の個人データの開示・訂正・削除のお申出窓口、お客様の個人データを共同利用する当社グループ企業の名称及び個人データの管理を行っている当社グループ企業については、「株式会社JTBホームページ（http://www.jtbcorp.jp/jp/privacy/）」をご参照ください。

(6) 当社は、お客様より利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去、第三者提供の記録の請求があった際には、速やかに対応するものとします。

2.7. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、ホームページ・パンフレット等に明示した日となります。

2.8. その他

(1) お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。

(2) お客様のご便宜をはかるため土産店にご案内することがありますが、お買い物を際しましては、お客様の責任で購入し

ていただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手付けはいたしません。

(3) お客様が、航空会社が任意で搭乗予定以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度（フレックストラベラー制度）に同意をし、当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配債務・旅程管理債務は履行されたとし、また、当該変更部分に関わる旅程保証責任・特別補償責任は免責となりますので、ご了承ください。

(4) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(5) 当社らの募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更により同サービスの条件に変更が生じた場合でも第19項(1)及び第23項(1)の責任を負いません。

旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税などの諸税が課せられますのでご了承ください。

受託販売契約責任営業所 ③301004(2024.5改訂)

◆受託販売

株式会社JTBビジネストラנסフォーム 中部MICEセンター
〒450-0003 愛知県名古屋市中村区名駅南1-16-30
東海ビルディング5階
TEL: 052-446-5099

総合旅行業務取扱管理者: 匹田晴隆

※総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取り扱い管理者です。

ご旅行の契約に不明な点がございましたら、遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にお問合せください。

◆旅行企画・実施

株式会社JTB 岐阜支店
〒500-8844 岐阜市吉野町6丁目16
大同生命産産ビル2階
TEL: 058-264-7911

観光庁長官登録旅行業第64号

一般社団法人日本旅行業協会正会員



ボンド保証会員



旅行業公正取引協議会会員

取引条件書（国内手配旅行・旅行相談）

（旅行業法第12条の4による旅行条件説明書面）

この書面は、旅行契約（含む旅行相談）が成立した場合契約書面の一部となります。

毎度当社をご利用いただき、まことにありがとうございます。当社では、お客様からのご依頼によって国内旅行の手配又は、旅行相談を行う場合の「取引条件書」に記載された条件によってお引き受けいたします。またこの「取引条件書」に記載のない事項については、当社旅行業務取扱旅行契約の部・旅行相談契約の部（以下、「当社約款」といいます。）によります。当社約款をご希望の方は当社にご請求ください。または当社ホームページからご覧いただけます。ご不明の点がございましたら、ご遠慮なく係員にお尋ねください。

1. 申込金と契約の成立

(1) ご旅行をお申し込みの際は、必要事項をお申し出のうえ、旅行代金の20%相当額の申込金を添えてお申し込みください。当社業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記載いただく場合もございます。申込金は、旅行代金、取消料等、お客様が当社にお支払いいただく金銭の一部としてお取り扱いいたします。旅行相談をお申し込みの際は、当社所定の申込書に必要事項をご記入の上お申込下さい。

(2) お申し込みいただくご旅行の契約（手配旅行契約）は、当社が契約の締結を「承諾」し申込金を「受理」したときに成立いたします。但し、乗車券類や宿泊券類などの単一の手配においては、口頭（お電話）によるお申込をお引き受けすることがあります。この場合、当社が契約の締結を「承諾」した時に成立します。旅行相談契約は、当社が契約の締結を「承諾」し申込金を受理した時に成立します。

(3) 上記②にかかわらず次の場合はお申込金の支払を受けることなく契約が成立します。

- ①お申込金の支払を受けることなく、契約を締結する旨の書面を交付し、お客様へ到達したとき。
- ②旅行出発日までに旅行代金と引き換えに旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡しする場合。（当社が契約の締結を承諾した時点で契約成立となります。）
- ③与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、別表の取消料並びに下記の取消手数料金を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

2. お申し込み条件

(1) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別な配慮を必要とする方は、お申し込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出下さい。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）あらかじめ当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。

(2) 前号のお申し出を受けた場合、当社には、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面ですれ方を申し出ていただくことがあります。

(3) お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断した場合や、当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を損棄又

は業務を妨害する行為などを行った場合は、お申し込みをお断りすることがあります。

(4) 18才未満の方は親権者の同意が必要です。

(5) その他当社の業務上の都合があるときにはお申込をお断りする場合があります。

3. 旅行業務取扱料金

当社は、お客様のご旅行に伴ってお引受けする日程表・見積書の作成や必要な予約の手配・変更・取消・クーポン券類の発券・確認発券（お客様ご自身によるご予約を当社の責任において確認し、クーポン券を発券すること）などに対して、以下の旅行業務取扱料金を申し受けます。

お引受けする内容	旅行業務取扱料金
(1) 宿泊機関と運送機関・観光券・航空券等の複合手配の場合	ご旅行費用総額の20%以内 ※宿泊機関等1件1手配につき550円、運送機関等1件1手配につき1,100円、観光券等1件1手配につき1,100円、航空券予約・発券1名様1区間につき1,100円の合算額を下限とします。
(2) 宿泊機関等を単一に手配する場合	宿泊機関等1件1手配につき費用の20%以内（下限550円）
(3) 運送機関等を単一に手配する場合	運送機関等1件1手配につき費用の20%以内（下限1,100円） ※費用が5,500円未満の場合は、取扱料金1,100円申し受けます。
(4) 観光券等を単一に手配する場合	観光券等1件1手配につき費用の20%以内（下限1,100円） ※費用が5,500円未満の場合は、取扱料金1,100円申し受けます。
(5) 航空券を単一に手配する場合	1名様1区間につき航空運賃の20%以内（下限1,100円）、航空運賃が5,500円未満の場合は、取扱料金は1,100円を申し受けます。
(6) 変更の手続	当該変更・取消された宿泊機関・運送機関・観光券・航空券等に係る旅行費用の20%以内 ※宿泊機関等1件1手配につき550円、運送機関等1件1手配につき1,100円、観光券等1件1手配につき1,100円、航空券1人1区間につき1,100円の合算額を下限とします。
(7) 取消の手続	取消手数料金 1件1手配につき1,100円、航空券1人1区間につき1,100円の合算額を下限とします。

お引受けする内容	旅行業務取扱料金
(8) お客様のご依頼により、緊急に現地手配・取消・変更等のために通信連絡を行った場合	通信連絡料金 1件につき550円
(9) チーフ添乗員・サブ添乗員	一人あるいは複数添乗員の統括として旅程管理業務を行う添乗サービス料金 添乗員1名1日につき44,000円
(10) 空港等でのあつ旋サービス料金	あつ旋員1名につき11,000円
(11) お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金：30分2,200円（以降30分毎に2,200円）
(12) 旅行日程表の作成	1件2,200円
(13) 旅行代金見積書の作成	相談料金 1件2,200円
(14) 旅行地又は運送・宿泊機関等に関する情報提供	資料（A4版）1枚につき1,100円
(15) お客様の依頼による出張相談	上記①から④までの5,500円増し

- (注) 1. 上記の旅行業務取扱料金は消費税が含まれています。
2. お客様のご都合によってご旅行を中止される場合、クーポン券類をお引き渡す前・後にかかわらず、当社が当該旅行の手配・相談の一部または全部を終了しているときには、これに係る①-⑮の旅行業務取扱料金を申し受けます。
3. ①③⑥⑦の「運送機関等」とは、JRを除く鉄軌・バス・フェリー等の手配をすることをいいます。
4. 変更・取消のお申し出は、お申込日の営業時間内にお引き受けいたします。
5. ②③の変更・取消に係る旅行業務取扱料金は、宿泊機関・運送機関が定める取消料・払戻手数料等（別表）とは別に申し受けます。ただし、JR券を取消・払戻する場合は、②③の規定にかかわらず変更・取消・払戻に係る旅行業務取扱料金はいただきませんが、各運送機関が定める取消料・払戻手数料を申し受けます。
6. 添乗員・あつせん員の交通費、宿泊費等は別途実費を申し受けます。
7. 上記料金には、電話料、通信費、送料等実費は含まれておりません。通信実費を別途申し受ける場合があります。
8. ⑩のサービスを夜10時から午前5時までの間、または日曜、祝祭日、年末年始等に行う場合は5,500円増しとなります。

4. ご旅行代金

(1) ご旅行代金は、ご旅行開始日の当社が定める期日までに

旅行条件書

支払いいただきます。(ご旅行代金を現地払いにてお申込みいただいた場合は、宿泊日初日の宿泊施設チェックイン時に当該宿泊機関にお支払いいただきます。)

(2) 当社は、契約が締結された後であっても、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改定、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。

5. 旅行契約内容の変更

お客様から契約内容の変更があったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。また、次の料金を申し受けます。

- ①変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料・違約料(すでに航空券を発行している場合の払戻手数料を含みます。)
- ②当社所定の変更手続き料

6. 旅行契約の解除

(1) お客様が旅行契約を解除するとき、以下の料金を申し受けます。

- ①「別表」に掲げる旅行業務取扱料
 - ②お客様がすでに受けた旅行サービスにかかる費用
 - ③お客様がまだ受けていない旅行サービスにかかる取消料・違約料その他旅行サービス提供機関に払う費用
 - ④前③の旅行サービスの手配の取消に係わる取消手数料
- (2) お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したときや、当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損又は業務を妨害する行為などを行った場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、6(1)に規定されている料金を申し受けます。

7. 団体・グループ手配

同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者(以下「構成員」といいます。)がその責任ある代表者を定めて申込んだ旅行契約については、以下により取り扱います。

- (1) 当社は、お客様が定めた代表者(以下「契約責任者」といいます。)が構成員の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなして、当該旅行契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。
- (2) 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予想される債務または義務について何らの責任を負うものではありません。
- (3) 契約責任者は、契約締結後当社が定める日までに構成員の名簿を提出していただきます。契約責任者は、第10項による第三者提供が行われることについて、構成員本人の同意を得るものとします。
- (4) 契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後は、予め契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。
- (5) 当社は、契約責任者から構成員の変更の申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行費用の増減は構成員に帰属するものとします。
- (6) 旅行の運営はお客様自身で行なっていただきますが、当社は、契約責任者の求めにより所定の添乗サービス料金を申し受けたうえで、添乗サービスを提供します。添乗員のサービス内容は、原則としてあらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。添乗員は契約責任者の指示を受け当該業務を行います。また、添乗員の業務時間帯は、原則として8時から20時までとします。

8. 当社の責任と損害賠償・免責事項

【手配旅行】

(1) 当社の責任と損害賠償

当社は旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者が故意または過失によってお客様に損害を与えた場合、その損害を賠償いたします。但し、損害発生の日から起算して2年以内にお申出があった場合に限り、また、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して14日以内に当社 に対してご通知いただいた場合に、旅行者1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)として賠償いたします。

(2) 免責事項

当社は、例えば次のような事由によりお客様が損害を被った場合は、前項の賠償の責任を負いません。
 ア. 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、火災、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止による損害。
 イ. 食中毒
 ウ. お客様ご自身の故意または過失による損害
 エ. その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由による損害

(3) お客様の責任

お客様の故意または過失によって当社が損害を被った場合、当社はお客様より損害賠償を申し受けます。

【旅行相談】

(1) 当社の責任及び免責

・契約の履行にあたって当社の故意又は過失により、旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。但し、発生の日から起算して6ヵ月以内に通知があった場合に限り、

・当社は、当社が作成した旅行の計画に記載した運送・宿泊機関等について、実際に手配が可能であることを保証するものではありません。従って満員等で予約できなかったとしても当社は責任を負うものではありません。

9. 通信契約による旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」)のカード会員(以下「会員」)より所定の佐票への「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと(以下「通信契約」)を条件に旅行のお申し込みを受ける場合があります。

「通信契約による旅行条件」は、「通常の旅行契約の旅行条件」とは、以下の点で異なります。

- (1) 通信契約による旅行契約は、当社の旅行契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。また申し込みの際、「会員番号、カード有効期限」等を当社に通知していただきます。= 1. 申込金と契約の成立
- (2) 「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払い戻し債務を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は、確定した旅行サービスをお客様に通知した日とします。また、第6項に定める「旅行契約の解除」に係る料金は、旅行代金から差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内をカード利用日として扱い戻します。
- (3) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、第6項の料金を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

10. 個人情報の取扱い

(1) 当社は、旅行申込みの受付に際し、所定の申込書に記載された項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であっても、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービス受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様のお申込、ご依頼をお引受できないことがあります。取得した個人情報は(総合)旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代理して対応いたします。

(2) 当社は、前号により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続き並びに旅行先の土産品店でのお客様の買い物等の便宜のために必要な範囲内で運送機関・宿泊機関等及び保険会社、官公署、土産品店に対し、前号により取得した個人情報、及び搭乗される航空便名に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することにより提供いたします。その他、当社は、前号により取得した個人情報及び当社のサイト閲覧履歴、購買履歴並びに当社提供アプリ利用時の行動履歴などの個人情報、①当社の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見や感想の提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用していただくことがあります。

(3) 当社は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報を伺うことがあります。この個人情報は、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。

(4) 当社は、手配代行業務、旅行添乗業務等の旅程管理業務及び空港等でのあ旋サービス業務等において、本項(1)により取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部を第三者へ委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報を預託いたします。

(5) 当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社のグループ企業との間で共同して利用させていただきます。当該グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、申込の簡素化、催し物内容のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用していただくことがあります。なお、お客様の個人データの開示、訂正・削除のお申出窓口、お客様の個人データを共同利用する当社グループ企業の名称及び個人データの管理を行っている当社グループ企業については、「株式会社JTBホームページ(https://www.jtb.co.jp/privacy/)」をご参照ください。

(6) 当社は、お客様より利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去、第三者提供の記録の請求があった際には、速やかに対応するものとします。

【別表】 運送機関・宿泊施設の取消料・払戻手数料

1. JR

きっぷの種類	払いもどしの条件	手数料
乗車券 普通回数乗車券 急行券 自由席特急券 特定特急券 自由席グリーン券	使用開始前有効期間内	220円
立席特急券	出発時刻まで	220円
指定席 特急券 指定席グリーン券 寝台券 指定席券	列車出発日の2日前まで 列車出発日の前日から出発時刻まで	340円 30% (最低340円)

- (注) 1. 割引きっぷは、個別に手数料を定めてあります。係員にお尋ねください。
 2. 乗車券は、未使用の営業キロが100キロを超える場合、旅行開始後であっても有効期間内であれば払いもどすことができます。(ただし条件があります) その他、詳しくは係員にお尋ねください。
 3. バス乗車券の払戻手数料については、係員にお尋ねください。
 2. 航空(払戻しは航空券と引換えに有効期間および有効期間満了日の翌日から起算して10日以内に限り行います。)
 ・座席予約済の航空券を払戻す場合、取消時刻により、各航空会社の定められた約款、規定による払戻手数料および取消手数料を申し受けます。詳しくは係員にお尋ねください。
 (注) 一部、割引運賃については別途定められています。詳しくは係員にお尋ねください。

3. JR・航空以外の運送機関(私鉄・バス・フェリー等)

取消料は、各運輸機関の約款・規定によります。(取消料には消費税が含まれています)
 払戻しは、発行日または利用日より1ヶ月以内に限って取扱います。
 原則本券を購入された販売店にお申し出下さい。(券面に指示された運送機関の約款に別段の定めがある場合を除く)

4. 宿泊

- (1) お申し込みを取消された場合は、所定の取消料を申し受けます。宿泊確認等をお持ちの場合、旅行代金から取消料と旅行業務取扱料金を引いた残額を、払戻いたします。ご旅行代金を現地払いにてお申込みいただいた場合で、お客様の都合により予約された宿泊を取消・変更された場合、もしくは不泊された場合に発生するサービス提供宿泊施設へ支払うお客様の取消料等について、サービス提供宿泊施設に代わってお客様にご請求いたします。
- (2) 払戻しは、発行日またはご利用日より1ヶ月以内に限って、宿泊確認等発行支店にてお取扱いたします。
- (3) 取消料は宿泊施設によって異なります。詳しくは係員にお尋ねください。

【宿泊料金についてのご案内】

当社では、宿泊料金を諸税の取扱いにより下記の区分で取扱っております。お買い求めの際、書面記載内容をご確認ください。

- (1) 宿泊確認等の金額欄に(税・サービス料等含)とある場合、金額には基本宿泊料とサービス料のほか、これらに対する消費税が含まれており、その内訳が記事欄に明記されています。その他の税(例：入湯税・東京都の宿泊税)がある場合は現地宿泊施設にてお支払いください。
- (2) 宿泊確認等の金額欄に(諸税別・サービス料等含)とある場合、金額には基本宿泊料とサービス料のみが含まれています。諸税(消費税・入湯税等)は、現地宿泊施設にてお支払いください。

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引責任者です。このご旅行の契約に担当者からの説明にご不明の点がありましたら、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問下さい。

申請番号 RITM0023866

大会名・主催・後援

1 大会名

第67回全国私立保育研究大会 飛騨高山大会

2 主催

公益社団法人全国私立保育連盟

一般社団法人岐阜県民間保育園・認定こども園連盟

3 後援（予定）

こども家庭庁

社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会

社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育士会

社会福祉法人日本保育協会

岐阜県

高山市

特定非営利活動法人全国認定こども園協会

岐阜県保育研究協議会

飛騨・高山観光コンベンション協会

個人情報の取り扱いについて

○個人情報の取り扱いについて

- (1) 当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行サービスの手配・及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店でのお客様のお買い物等の便宜のために必要な範囲内でお申し込みいただいたパンフレット及び最終旅程表に記載された運送・宿泊機関等及び保険会社、土産品店に対し、お申し込みいただいた個人情報及び搭乗される航空便名に係る個人情報を、予め電磁的方法等で送付することにより提供いたします。あわせて大会運営に伴う情報共有のため、大会運営事務局に情報を提供し利用させていただく場合があります。
- (2) 当社及び販売店は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。
お客様は、連絡先の方の個人情報を当社及び販売店に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。
- (3) その他、個人情報の取扱いについては、ご旅行条件書（全文）の「個人情報の取扱い」をご参照ください。

掲載場所は下記となります。

<http://www.jtbcorp.jp/jp/privacy/jtb/>

なお、当社の個人情報に関するお問い合わせ窓口は次の部署となります。

株式会社 JTB お客様相談室 〒140-8602 東京都品川区東品川 2-3-11

<http://www.jtb.co.jp/form/inquiry/wmform.asp>

【旅行企画・実施】

株式会社 JTB 岐阜支店

〒500-8844 岐阜県 岐阜市 吉野町 6-16 大同生命廣瀬ビル 2 階

TEL : 058-264-7911 FAX : 058-262-3641

平日 9 : 30 ~ 17 : 30 ※定休日 : 土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月30日~1月3日)

観光庁長官登録旅行業第 64 号 一般社団法人日本旅行業協会正会員

総合旅行業務取扱管理者 : 浅川公祐



ボンド保証会員



旅行業公正取引
協議会 会員



ポ・ド・ク・ド・ク・マルク